

# 茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託

## 特記仕様書（案）

令和 8 年 10 月

茅ヶ崎市 下水道河川部

## 目 次

### 目次

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 1 総則 .....                       | 1 |
| 1.1 特記仕様書の位置付け .....             | 1 |
| 1.2 対象施設 .....                   | 1 |
| 1.3 対象業務 .....                   | 1 |
| 1.3.1 基幹業務 .....                 | 2 |
| 1.3.2 附帯業務 .....                 | 2 |
| 1.3.3 任意業務 .....                 | 3 |
| 1.4 業務の実施数量見込 .....              | 3 |
| 1.5 業務の履行 .....                  | 3 |
| 1.6 業務期間及び業務時間 .....             | 3 |
| 1.7 業務実施体制 .....                 | 3 |
| 1.8 費用負担 .....                   | 4 |
| 1.9 秘密の保持 .....                  | 4 |
| 1.10 法令等の遵守 .....                | 4 |
| 1.11 中立性の堅持 .....                | 4 |
| 1.12 公益確保の義務 .....               | 4 |
| 1.13 不誠実な行為等の禁止 .....            | 4 |
| 1.14 損害賠償及び損失補償 .....            | 4 |
| 1.15 保険 .....                    | 5 |
| 1.16 提出書類 .....                  | 5 |
| 1.17 業務計画書、業務報告書及び検査の基本的事項 ..... | 5 |
| 1.18 官公署等への手続き .....             | 6 |
| 1.19 再委託先の届出 .....               | 6 |
| 1.20 工程管理 .....                  | 7 |
| 1.21 打合せ及び記録 .....               | 7 |
| 1.22 証明書の交付 .....                | 7 |
| 1.23 性能規定の導入 .....               | 7 |
| 1.24 モニタリングに関する要求水準 .....        | 8 |
| 1.25 リスク分担 .....                 | 8 |
| 1.26 市民との協調 .....                | 8 |
| 1.27 本業務に関わる事業との協力義務 .....       | 8 |
| 1.28 業務事務所 .....                 | 8 |
| 1.29 機材の準備 .....                 | 8 |

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 1.30  | 業務履行上の留意点          | 8  |
| 1.31  | コリンズへの登録（工事業務）     | 9  |
| 1.32  | テクリスへの登録（委託業務）     | 9  |
| 1.33  | 業務上の疑義             | 10 |
| 1.34  | 貸与資料               | 10 |
| 1.35  | 参考図書               | 10 |
| 2     | 安全管理               | 11 |
| 2.1   | 一般事項               | 11 |
| 2.2   | 安全教育               | 11 |
| 2.3   | 労働災害防止             | 11 |
| 2.4   | 公衆災害防止             | 12 |
| 2.5   | その他                | 12 |
| 3     | 環境対策               | 13 |
| 3.1   | グリーン購入法            | 13 |
| 3.2   | 環境への配慮について         | 13 |
| 4     | 公共建設副産物の処分         | 14 |
| 4.1   | 公共建設副産物の処分         | 14 |
| 4.2   | 公共建設副産物の処分方法       | 14 |
| 4.3   | 公共建設副産物処分に係る「指定処分」 | 14 |
| 5     | 使用機械               | 15 |
| 6     | 統括管理業務に係る事項        | 16 |
| 6.1   | 基本的事項              | 16 |
| 6.2   | 業務内容               | 16 |
| 7     | 維持管理業務に係る事項        | 20 |
| 7.1   | 基本的事項              | 20 |
| 7.2   | 業務実施体制の構築          | 20 |
| 7.3   | 業務内容               | 20 |
| 7.4   | 提出書類               | 23 |
| 7.5   | 材料                 | 23 |
| 7.6   | 事前調査               | 24 |
| 7.7   | 業務実施要領             | 24 |
| 7.7.1 | 修繕（応急対応）、修繕（恒久対応）  | 24 |
| 7.7.2 | 巡視・点検工             | 28 |
| 7.7.3 | 調査工（視覚調査）          | 28 |
| 7.7.4 | 調査工（詳細調査）          | 30 |
| 7.7.5 | 清掃工                | 34 |

|       |                                                                     |    |
|-------|---------------------------------------------------------------------|----|
| 7.7.6 | 浚渫汚泥処分                                                              | 35 |
| 7.8   | 休日及び夜間における緊急時の対応                                                    | 36 |
| 7.9   | 修繕に係る費用の算定                                                          | 36 |
| 7.10  | その他                                                                 | 36 |
| 8     | ストックマネジメント業務（改築工事を除く）に係る事項                                          | 37 |
| 8.1   | 基本的事項                                                               | 37 |
| 8.2   | 業務実施体制の構築                                                           | 37 |
| 8.3   | 業務内容                                                                | 37 |
| 8.3.1 | ストックマネジメント点検・調査業務                                                   | 37 |
| 8.3.2 | 改築計画策定業務（管路施設：合流）（ポンプ場施設等）                                          | 37 |
| 8.3.3 | 管路施設実施設計業務（改築・詳細設計）                                                 | 37 |
| 8.3.4 | 下水道管路施設維持管理システム保守点検・更新業務                                            | 38 |
| 8.4   | 業務実施要領                                                              | 38 |
| 8.4.1 | 点検工                                                                 | 38 |
| 8.4.2 | 調査工                                                                 | 38 |
| 8.4.3 | 改築計画策定業務                                                            | 39 |
| 8.4.4 | 管路施設実施設計業務（改築・詳細設計）                                                 | 44 |
| 9     | 改築工事・その他工事に係る事項                                                     | 50 |
| 9.1   | 基本的事項                                                               | 50 |
| 9.2   | 業務実施体制の構築                                                           | 50 |
| 9.3   | 業務内容                                                                | 50 |
| 9.4   | 提出書類                                                                | 51 |
| 9.5   | 事前調査                                                                | 51 |
| 9.6   | 設計変更等                                                               | 51 |
| 9.7   | 材料                                                                  | 51 |
| 9.8   | 施工                                                                  | 51 |
| 9.8.1 | 施工計画書                                                               | 51 |
| 9.8.2 | 布設替え工                                                               | 52 |
| 9.8.3 | 更生工                                                                 | 52 |
| 9.8.4 | マンホールふた及び枠の改築                                                       | 53 |
| 9.8.5 | 取付け管布設替工（合流）、汚水ます及び取付け管設置工（分流汚水、合流）、集水ます及び取付け管設置工（合流）、集水ます縁塊交換工（合流） | 53 |

別紙

別紙 1 位置図

- 別紙 2 配置技術者の要件
- 別紙 3 個人情報取扱特記事項
- 別紙 4 遵守法令等
- 別紙 5 工事の施工に伴う責任分担
- 別紙 6 情報共有システム（ASP 方式）試行業務の活用に関する特記仕様書（受注者希望型）
- 別紙 7 リスク分担の基本的な考え方
- 別紙 8 参考図書
- 別紙 9 C-EMS 活動方針
- 別紙 10 環境に配慮した公共工事実施マニュアル
- 別紙 11 環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）
- 別紙 12 環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）
- 別紙 13 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書
- 別紙 14 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
- 別紙 15 公共建設発生土処理に係る特記仕様書
- 別紙 16 「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書
- 別紙 17 土壌簡易検査に係る特記仕様書

## 1 総則

### 1.1 特記仕様書の位置付け

特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、受託者が茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託の業務（以下「本業務」という。）を適正かつ円滑に実施するための必要な事項を示すものであり、本業務委託に係る入札参加希望者（以下「応募者」という。）に交付する募集要項等と一体のものとして扱う。ただし、受託者の創意工夫により業務の改善やサービスの向上、コストの削減が期待できる場合は、受託者の提案により各業務の内容を変更する場合がある。

なお、下水道法等の改正により業務内容に変更が発生する場合は別途協議する。

### 1.2 対象施設

本業務の対象施設は、表 1 及び「別紙 1 位置図」に示すとおりとする。

表 1 対象施設（下水道台帳令和 7 年度末時点）

| 対象施設  |             | 数量           |
|-------|-------------|--------------|
| 管きょ   | 分流汚水        | 414,801m     |
|       | 合流          | 172,897m     |
|       | 上記のうち、圧送管きょ | 2,345m、14 箇所 |
| マンホール | 分流汚水        | 20,296 箇所    |
|       | 合流          | 7,511 箇所     |
| 取付管   | 分流汚水        | 131,811m     |
|       | 合流          | 57,684m      |
| ます    | 分流汚水        | 43,107 箇所    |
|       | 合流          | 19,937 箇所    |
| 伏越し   |             | 25 箇所        |
| 雨水吐   |             | 4 箇所         |
| 吐口    |             | 5 箇所         |

### 1.3 対象業務

本業務を実施するに当たって設定する対象業務は、表 2 に示すとおりとする。

表 2 対象業務

| 対象施設  | 対象業務                  | 付記          |
|-------|-----------------------|-------------|
| 管路施設等 | 統括管理業務                | 基幹業務        |
|       | 維持管理業務                |             |
|       | ストックマネジメント業務（改築工事を除く） |             |
|       | 改築工事・その他工事            |             |
|       | 附帯業務・任意業務             | 技術提案による任意業務 |

### 1.3.1 基幹業務

基幹業務とは、本業務の中心となる業務であり、業務の遂行が受託者の義務となる業務のことをいう。

なお、基幹業務に係る業務内容は以下のとおりとする。

#### (1) 統括管理業務

- 1)一元統括管理業務
- 2)市民対応業務
- 3)維持管理情報の更新業務
- 4)技術力向上、技術継承に資する業務
- 5)セルフモニタリング業務
- 6)今後の事業展開に関する提案業務
- 7)技術提案に係る支援業務
- 8)その他関連業務

#### (2) 維持管理業務

- 1)市民対応業務、修繕業務（応急対応）、清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）
- 2)巡視・点検業務
- 3)調査業務
- 4)清掃及びしゅんせつ業務

#### (3) スtockマネジメント業務（改築工事を除く）

- 1)ストックマネジメント点検・調査業務
- 2)改築計画策定業務（管路施設：合流）（ポンプ場施設等）
- 3)管路施設実施設計業務（改築・詳細設計）

#### (4) 改築工事・その他工事

- 1)改築工事（ストックマネジメント業務）
- 2)その他工事
  - ア)取付け管布設替工事（合流）
  - イ)マンホールふた及び枠の改築工事（分流汚水、分流雨水）
  - ウ)汚水ます及び取付け管設置工事（合流、分流汚水）
  - エ)集水ます及び取付け管設置工事（合流）
  - オ)集水ます縁塊交換工事（合流）
  - カ)その他附帯工事

### 1.3.2 附帯業務

附帯業務とは、基幹業務として設定した対象業務に追加し、基幹業務と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される業務のことをいう。

茅ヶ崎市（以下「市」という。）が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯業務を提案することができるが、提案は必須ではない。

なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、業務要求水準書に受託者の実施義務を定めることとする。

### 1.3.3 任意業務

任意業務とは、市の用地及び施設において、本業務に係る全ての費用を受託者自らの負担で行う独立採算の業務又は受託業務のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意業務を提案することができ、事業期間中においても、受託者は任意業務を提案することができる。ただし、任意業務の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

受託者は、関係諸法令等を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意業務を行うことができる。業務内容は提案によるが、市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による業務であることに留意し、本業務の安定的な事業運営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き及び本業務に影響を与えた場合の損害等はすべて受託者の責によるものとする。

### 1.4 業務の実施数量見込

本業務で実施する各業務の実施数量見込は、マーケットサウンディング当日にお示しする予定です。

### 1.5 業務の履行

受託者は、管路施設等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、基本契約書、その他関係書類（業務要求水準書を含む）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行すること。

### 1.6 業務期間及び業務時間

業務期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までの10年とする。

なお、業務時間は平日の8:30～17:15を基本とし、緊急対応などが発生した場合にはこの限りではない。

### 1.7 業務実施体制

受託者は、本業務を実施するに当たり、業務実施体制を整えるとともに、「別紙2 配置技術者の要件」に記載された配置条件、資格要件に従い有資格者を適切に配置すること。

## 1.8 費用負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

## 1.9 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供し、若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用しないこと。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「別紙3 個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 1.10 法令等の遵守

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、「別紙4 遵守法令等」に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受託者の責任と負担において行うこと。

## 1.11 中立性の堅持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めること。

## 1.12 公益確保の義務

受託者は、本業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めること。

## 1.13 不誠実な行為等の禁止

- (1) 受託者は、礼節を守り、秩序正しく言動及び身だしなみに注意するとともに応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて迅速に対応すること。
- (2) 受託者に違反又は市の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受託者は市からの改善指示に基づき、改善計画を提出し、迅速に改善を図ること。
- (3) 受託者は、第三者の土地への立入り等に当たっては、所有者及び占有者の許可を得るとともに、あらかじめ市が発行する下水道法第32条第5項の規定における身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯し、提示を求められた際は速やかに提示すること。
- (4) 第三者が所有する土地等に所有者に無断で埋標及びマーキングをしないこと。

## 1.14 損害賠償及び損失補償

- (1) 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、直ちに市に報告し、

対応について協議するとともに、速やかに原状復旧すること。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。

- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき場合を除き、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。
- (3) 工事の施工における責任区分は、「別紙5 工事の施工に伴う責任区分」による。

#### 1.15 保険

受託者は、本業務期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要な応じて加入すること。

なお、請負業務又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、受託者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

#### 1.16 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに、全体業務計画書を市に提出し、その確認及び身分証明書の発行を受けた上で本業務に着手すること。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を市に提出すること。
- (3) 受託者は、業務着手前に、「1.17 業務計画書、業務報告書及び検査の基本的事項」に示す書類を市に提出すること。
- (4) 受託者は、前各項の提出図書の他、市が指定した書類は、指定した期日までに提出すること。
- (5) 業務毎に定める個別の提出書類は、各章によること。

#### 1.17 業務計画書、業務報告書及び検査の基本的事項

統括管理業務における「業務計画書及び業務報告書の作成」に係る書式及び図書等並びに検査に関する事項は以下を基本とする。

##### (1) 業務計画書

受託者は、本業務を実施するに当たって、履行期間全体を通じた基本的事項やスケジュール、業務内容を網羅した全体業務計画書を業務着手前に作成し、市へ提出すること。

なお、業務ごとに設定する業務計画書へ記載する内容は、各章の記載によること。

##### (2) 業務報告書

受託者は、「モニタリング実施計画書」に定める提出書類等を提出すること。

なお、提出方法等については、市と受託者が協議により定めるものとする。

##### 1)年間業務報告書

受託者は、年度内に、全業務内容を網羅した年間業務報告書を作成し、市の確認を得ること。

なお、作成方法については、市と受託者が協議により定めるものとする。

##### 2)四半期業務報告書

本業務では、契約代金の支払いは四半期ごとを想定しており、受託者は、6月末、9月末、

12月末及び3月末までに四半期業務報告書を各業務で作成し、市の確認を得ること。3月末までの報告書については、年間業務報告書と兼ねることができる。

### 3) 履行状況報告書

受託者は、月末までに履行状況を所定の様式に基づき作成し、別に定める場合を除き、市に提出すること。

なお、緊急性の高い事象が発生した場合は、上記の履行報告に依らず、速やかに市へ報告すること。

### (3) 契約代金の支払い

- 1) 市は、本業務に関する契約に定めるところにより契約代金を支払うものとする。この場合において、履行実績に応じて四半期ごとに支払うことを基本とするが、支払時期については、あらかじめ市と協議すること。
- 2) 受託者は、契約代金の支払いが生じる際、完了した業務について、「モニタリング実施計画書」に定める提出書類を提出し、市の検査を受けること。
- 3) 受託者は、本業務の終了時、「モニタリング実施計画書」に定める提出書類を提出し、市の検査を受けること。最終年度の年間業務報告書には、履行期間内の総括数量を添付すること。
- 4) 市の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正すること。
- 5) 市の検査の合格後、提出図書一式の納品をもって本業務の完了とする。
- 6) 本業務の完了以後において、明らかに受託者の責による業務上の瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の補正及び修正等を行うこと。

## 1.18 官公署等への手続き

- (1) 受託者は、本業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保つこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を受託者の責任において、関係諸法令等の定めるところにより行うこと。  
なお、市が行うべき届出等について、受託者は書類作成及び手続き等に協力すること。
- (3) 受託者は、関係官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく市へ報告すること。

## 1.19 再委託先の届出

- (1) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託承諾申請書により、再委託先の名称、再委託の内容、期間等について、あらかじめ市の承諾を得ること。履行期間中に、再委託先を変更する場合も同様とする。
- (2) 業務の実施に当たって、再委託先が著しく不適當であると認められる場合には、市から受託者に交代を指示することがある。この場合、受託者は、直ちに必要な措置を講じること。

### 1.20 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 本業務の計画と実績に差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図ること。
- (3) 受託者は、「1.17 業務計画書、業務報告書及び検査の基本的事項(2)業務報告書」により、業務の進捗状況等を市に報告すること。

### 1.21 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と緊密な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、遅滞なく打合せ記録簿等を作成して市に提出し、その確認等を受けること。
- (2) 統括業務責任者は、重要な打合せには必ず出席すること。
- (3) 管理技術者は、主要な設計協議及び現地調査に出席し、主体的に本業務の実施に当たること。
- (4) 受託者は、統括業務責任者及び技術管理責任者が、夏季休暇、年末年始休暇及び大型連休等を取る場合、緊急時の連絡責任者を定め、連絡体制を整えとともに緊急連絡表を作成し、市へ事前に報告すること。
- (5) 本業務は、官民相互の業務効率化及び生産性の向上を図るため「情報共有システム（ASP方式）」を導入する。

なお、「情報共有システム（ASP方式）」の取扱いについては、「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 別紙6 情報共有システム（ASP方式）試行業務の活用に関する特記仕様書（受注者希望型）」による。

### 1.22 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。ただし、申請先からの指示等により受託者での申請ができない場合は、市と協議すること。

### 1.23 性能規定の導入

「下水道分野における水の官民連携ガイドライン第3.0版（国土交通省水管理・国土保全局、令和8年4月）」や「下水道管路管理における効果的な業務指標を設定するための考え方（案）（国土交通省国土技術政策総合研究、令和7年4月）等、公表されている性能規定に係る資料を参考に、国から発信される性能規定に関する新たな情報を踏まえ、本業務で蓄積された維持管理情報と合わせて、着手日から5～6年後を目途に、性能規定の導入を前提として、市と受託者で協議を行うものとする。

また、設定した性能規定の達成状況の確認は、モニタリング等により行うものとする。

なお、設定した性能規定を改善する必要性が生じる場合は、市と受託者で協議し見直すこと

ができるものとする。

#### 1.24 モニタリングに関する要求水準

市は、受託者の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務改善計画書の提出を求める。

なお、本業務におけるモニタリングの実施手順は、「モニタリング実施計画書」による。

#### 1.25 リスク分担

本業務におけるリスク分担の考え方は、「別紙 7 リスク分担の基本的な考え方」を参考とし、市と受託者は、本業務の範囲において各々が担う業務について、基本契約書及び事業契約書に基づきリスクを負担する。

#### 1.26 市民との協調

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、市民に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。
- (2) 受託者は、市民から苦情、要望等を受けたときは、遅滞なく市に申し出て、対応について協議すること。

なお、市民に対しては、誠意を持って対応し、その結果を速やかに市に報告すること。

#### 1.27 本業務に関わる事業との協力義務

受託者は、本業務に関わる事業関係者と相互に協力すること。

#### 1.28 業務事務所

受託者による業務事務所の設置は任意とする。

なお、業務事務所の設置に関わらず、緊急時において複数の従事者との迅速かつ確実な業務連携を図れるよう連絡体制を整備すること。

#### 1.29 機材の準備

本業務の実施に必要な機材は、受託者の責任において常に点検し、整備をしておくこと。車両の配備やその他、受託者が準備すべき機材は、現場条件を踏まえて迅速な対応がとれるようにすること。

#### 1.30 業務履行上の留意点

- (1) 受託者は、作業に当たり、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (2) 地上交通に支障となる作業を行う場合には、道路使用許可条件を厳守すること。

- (3) 受託者が市の指示に反して作業を続行した場合又は市が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずる。
- (4) 作業に当たり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (5) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所を清掃すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (7) 業務の実施に当たり、仮締切を必要とする場合は、市の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。

#### 1.31 コリنزへの登録（工事業務）

受託者は、受注時または変更時において、工事实績情報システム（以下「コリنز」という。）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから市にメール送信し、市の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をすること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に市にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本業務の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから市にメール送信し、速やかに市の確認を受けた上で、登録機関に登録申請すること。

#### 1.32 テクリスへの登録（委託業務）

受託者は、契約時又は変更時において、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから市にメールを送信し、市の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請すること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に市にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15 日（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本業務の完了時において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから市にメールを送信し、速やかに市の確認を受けた上で、登録機関に登録申請すること。

#### 1.33 業務上の疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度市と協議すること。

#### 1.34 貸与資料

市は、過去に行った点検、調査、計画等の成果品を本業務の実施に必要な場合、受託者に貸与するものとする。

なお、市が提供する貸与資料は参考であり、その内容を保証するものではない。

#### 1.35 参考図書

本業務の実施において参考とする図書は、「別紙8 参考図書」に記載された最新版とする。

なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ市の承諾を受けること。

また、本業務の実施に当たって、その他の文献、参考図書を引用する場合は、その文献、資料名を明記すること。

## 2 安全管理

### 2.1 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則及び建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。  
なお、具体的な対応策については業務計画書に明記して提出すること。
- (3) 集中豪雨が発生した際の下水道管渠内作業員の退避行動（情報の伝達体制等を含む）については、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」（平成 20 年 10 月国土交通省局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会）を参考に業務計画書に記載するとともに、事前に確認を徹底すること。
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

### 2.2 安全教育

- (1) 受託者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成 4 年 3 月 19 日）」及び「建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成 4 年 4 月 14 日）」に基づき、工事の施工に際し、本業務の内容に応じた安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の項目を参考として実施内容を選択し、定期的に安全に関する研修及び訓練等を実施すること。

なお、本業務の施工に先立ち作成する業務計画書に、安全・訓練等の具体的な計画を作成し、市に提出すること。

また、安全・訓練等の実施状況を報告書及び写真に記録した資料を整備保管し、市の請求があった場合は直ちに提示するとともに、業務竣工書類として提出すること。

- 1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - 2)本業務内容等の周知徹底
  - 3)土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
  - 4)本業務における災害対策訓練
  - 5)本業務で予想される事故対策
  - 6)その他、安全・訓練等として必要な事項
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

### 2.3 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に

従事する者の安全を図ること。

また、下水の流況の確認、管路内の硫化水素や酸素濃度の測定・換気、転落防止の墜落制止用器具等の保護具使用、緊急時救出用の呼吸器等の準備など、下水管路内の作業環境を踏まえた作業者の基本的な安全確保対策を徹底すること。

- (2) マンホール、管きょなどに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) マンホールの出入りの際、墜落制止用器具の装着や、下に人がいないか等、転落防止及び転落時の二次被害を防止するための措置を行うこと。
- (4) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (5) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者が従事すること。

## 2.4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、道路工事保安施設設置基準に基づき、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通等に配慮し、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 現場及び作業員には、下水道管路施設内の作業中であることを標識、ゼッケン等により明示し、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通規制及び保安対策は、関係官公署等の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を市に提出すること。

## 2.5 その他

- (1) 受託者は、作業に当たって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに市及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに市に提出すること。
- (4) 受託者は業務場所を適宜清掃すると共に、不要な物品等は整理、整頓し、清潔に努めること。

### 3 環境対策

#### 3.1 グリーン購入法

受託者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号「グリーン購入法」という。）第 7 条第 1 項及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき定められた、「環境物品等の調達の推進を図るための方針 国土交通省」により活用の推進を図るところであるが、設計図書に示す資材以外についても、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、積極的に活用すること。

#### 3.2 環境への配慮について

##### (1) 環境配慮事項

- 1) 本業務の実施に当たっては、「別紙 9 C-EMS 活動方針」の主旨を踏まえ、「別紙 10 環境に配慮した公共工事実施マニュアル」に掲げる取組事項に配慮し、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに環境関連法令、条例等を遵守すること。
- 2) 本業務の実施に伴い、車両を使用する場合は、エコドライブの実施を徹底し、第三者に運搬等を委託する場合においても、エコドライブの実施を周知するように努めること。
- 3) 紙媒体による市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

##### (2) 環境配慮要求事項

「別紙 10 環境に配慮した公共工事実施マニュアル」に基づき、委託業務については、「別紙 11 環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）」、工事については、「別紙 12 環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）」に計画段階で規定された環境配慮項目について、業務完了後、受託者はチェックシートの完了欄を作成するとともに、実際に配慮できた内容及び、配慮できなかった内容について理由を記入し、市に提出すること。

#### 4 公共建設副産物の処分

本業務において、発生する公共建設副産物の処分については、以下によること。

##### 4.1 公共建設副産物の処分

公共建設副産物の処分に関しては、「別紙 13 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」によること。

また、舗装切断時に発生する濁水の処理に関しては、「別紙 14 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書」によること。

##### 4.2 公共建設副産物の処分方法

- (1) 本業務により発生する建設副産物のうち、第 1 種、第 2 種及び第 3 種建設発生土（砂、礫、粘性土等）のうち路盤、砂及び砂質土については埋戻しに流用し残りは指定処分とする。
- (2) 本業務により発生する建設副産物のうち建設廃材（As 殻、Co 殻）の処分は指定処分とする。

##### 4.3 公共建設副産物処分に係る「指定処分」

- (1) 搬入先（処分地）は次のとおりとする。

###### 1)As 殻、Co 殻

搬入先：神奈川県県土整備局コンクリート塊等処理指定工場登録名簿登録名簿記載の工場とする。

###### 2)建設発生土

搬入先：赤羽根公共建設発生土受入地

所在：茅ヶ崎市赤羽根 4021-1 外（第 1 搬入場所）

茅ヶ崎市赤羽根 3853 外（第 2 搬入場所）

茅ヶ崎市赤羽根 3916-4 外（第 3 搬入場所）

- (2) 受託者は、処分地に建設副産物を搬入する場合には事前に所定の手続きを行い副産物の搬入を行うこと。

なお、残土処分については、「別紙 15 公共建設発生土処理に係る特記仕様書」、「別紙 16 「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書」及び「別紙 17 土壌簡易検査に係る特記仕様書」によること。

## 5 使用機械

受託者は、業務の実施に当たり表 3 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和 4 年 6 月改正法律第 68 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用すること。

排出ガス対策型機械を使用できないことを市が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、市と協議するものとする。

受託者は、業務の実施において排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、業務箇所において使用する建設機械の写真撮影を行い、市に提出すること。

受託者は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用すること。ただし、実施時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

表 3

| 機種                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 備考                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般工事用建設機械<br>・ バックホウ<br>・ トラクタショベル（車輪式）<br>・ ブルドーザ<br>・ 発動発電機（可搬式）<br>・ 空気圧縮機（可搬式）<br>・ 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）<br>・ ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー<br>・ ホイールクレーン | ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。<br><br>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 |

## 6 統括管理業務に係る事項

### 6.1 基本的事項

統括業務責任者及び技術管理責任者を配置し、以下に記載する事項に従い、各業務を統括することにより、一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、本業務に関する市への積極的な提案、市との必要な情報交換及びその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施すること。

また、モニタリングの結果を踏まえ、業務改善（是正措置等を含む）を図ること。

### 6.2 業務内容

#### (1) 一元統括管理業務

##### 1) 各種業務のマネジメント

ア) 業務期間中の各業務の一元統括管理を行うこと。

イ) 全ての個別業務の内容を理解し、市との窓口となること。

ウ) 現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行って課題等を解決すること。

エ) モニタリング結果を踏まえて、必要な業務改善（是正措置等を含む）を迅速に行うこと。

##### 2) 内部統制に係る業務

本業務の適正を確保するため、内部統制において必要な体制と方法を構築し、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。

##### 3) 実施体制の確保に係る業務

ア) 業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整えること。

イ) 各業務の実施に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施すること。

ウ) 組織的なバックアップなど、業務全体の効率的かつ効果的な実施体制及び実施方法を明確化し、確実かつ機能的な体制を構築すること。

エ) 円滑な業務連絡手法、情報共有手段を整えること。

##### 4) 業務計画書及び業務報告書の作成業務

全体業務計画書、年間業務計画書、四半期業務計画書、月間業務計画書、年間業務報告書、四半期業務報告書、月間業務報告書及びその他報告等を作成し、適時適切に市に対して内容を説明すること。各業務の進捗状況について、年間及び月間業務報告書等により、定期的に市に報告を行うこと。

##### 5) 打合せ会議の開催

ア) 定例的な打合せ会議は、業務引継ぎ時(契約締結後)、業務開始時、中間時(4回/年)、業務完了時のタイミングで実施するものとする。受託者側の出席者は統括業務責任者及び技術管理責任者とし、必要に応じて、業務責任者を含むこととする。

イ) 受託者は、定例的な打合せ会議の終了後 10 日以内に、打合せ記録簿を作成し、市へ提出

すること。

ウ)その他、定例的な打合せ会議以外で、市との協議のほか、報告、届出、その他重要な連絡事項等がある場合には、適宜、打合せ簿を作成し、市へ提出すること。

#### 6)委託及び工事の発注業務

各業務の発注及び再委託に当たっては、適切に受注者を選定するとともに、原則として、市内事業者を活用すること。

#### 7)技術管理業務

本業務の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。

ア)効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。

イ)適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。

#### 8)安全管理業務

事故防止を図るため、「2 安全管理」に示す措置を十分に講ずること。

#### 9)危機管理業務

災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

##### ア)災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより障害等が発生した場合においても対象施設の部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。

また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

##### イ)災害、事故等の緊急時の対応

地震発生時には、市の業務継続計画（BCP）等を踏まえ、受託者自らが予め BCP を作成し、これに従い対応すること。

また、地震以外の災害、事故発生時には、適切な連絡体制を確保の上、適宜報告するとともに、災害対応報告書を提出すること。

なお、災害、事故等が発生した際は、別途、市の指示によりの対応すること。

##### ウ)各事態を想定した災害訓練の実施

緊急事態が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう災害訓練を年 1 回以上行うこと。

##### エ)想定外の危機事象への対応業務

災害・事故時において市が対応を想定していない危機事象についても現場情報及び保有する技術知見を活かし対応すること。

#### 10)環境対策に係る業務

「3 環境対策」によるほか、業務期間を通して次に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。

ア)関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項の遵守

イ)省エネルギーに努め、地球温暖化対策を推進

ウ)リサイクル製品やグリーン調達の積極的な推進

エ)車両の交通安全対策の実施

オ)振動・騒音等への配慮

カ)周辺環境・景観への配慮

#### 11)地域貢献に係る業務

本業務の実施に当たって、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め全体業務計画書に記載すること。

また、市内事業者の利活用目標を自らが定め、実施計画を策定し業務計画書に盛り込み、市に提出すること。

ア)地域との連携や協働による事業展開

イ)市内事業者との連携・協力

ウ)市内事業者発注、市民の雇用

#### 12)関係機関との調整業務

ア)本業務の実施に当たって必要となる道路管理者、交通管理者等の関係機関との協議・調整や、関係機関へ提出する必要がある書類の作成及びその申請手続きを行うこと。

イ)関係機関との調整状況については、適宜、市へ報告すること。

ウ)関係機関との調整に当たり、本業務を実施する上での課題事項や障害等が生じた場合には、適宜、市と協議し、解決に努めること。

#### (2) 市民対応業務

1)本業務における全ての初動対応を対象とした市民からの窓口、電話等の通報を受け付け、記録整理を行うこと。

2)電話等の通報受付業務の対応時間は、平日 8:30~17:15 を基本とする。

3)円滑な業務連携に向けて、市民通報等受付から市及び受託者への迅速かつ効果的な業務連絡体制の構築に努め、継続的に改善を図ること。

4)業務を実施するに当たって、市民への業務内容の説明又はお知らせの周知等により、市民の理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努め、公共サービスの提供者として誠意をもって適時適切に対応し、その結果を速やかに市に報告すること。

#### (3) 維持管理情報の更新業務

維持管理業務の履行において得られた巡視・点検・調査・修繕結果などの維持管理情報を整理・蓄積し管理すること。

なお、市民対応業務、修繕業務（応急対応）、清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）、修

繕業務（恒久対応）に関する維持管理情報は、市が所有する「都市づくり地理情報システム」に 1 回／月以上の頻度で登録すること。

#### (4) 技術力向上、技術継承に資する業務

市及び受託者双方の技術力向上や技術継承を図るため、以下に掲げる技術力向上、技術継承に資する取り組みを計画し実施すること。

- 1) 研修内容(テーマ)は、受託者からの提案に基づき、市との協議・調整の上で決定するものとする。
- 2) 研修の開催は年 1 回以上とするが、開催時期は受託者からの提案によるものとする。
- 3) 研修内容(テーマ)は、2 年連続で同じ内容とならないように配慮するものとする。
- 4) 研修形式(座学による講義、現地見学、実習等)は、受託者からの提案によるものとし、必要な機器、研修資料の準備、研修会場の手配等については、事前に市と協議・調整するものとする。
- 5) 市の出席職員は、1 回当たり 10～20 人程度を想定している。

#### (5) セルフモニタリング業務

セルフモニタリングを実施し、受託者が実施する業務状況が、本仕様書及び業務要求水準書に適合することを確認すること。

また、市によるモニタリング及び第三者機関による事業評価等に際し、会議の開催及び現地確認の協力等を行うこと。

なお、モニタリング方法の詳細は、「モニタリング基本計画書（案）」に示す。

#### (6) 今後の事業展開に関する提案業務

今後の官民連携事業の実施に向けて、より効果的な維持管理と更新の一体マネジメントを実施する体制、手法、事業スキーム及び本業務で顕在化した課題を整理し、今後の事業展開に関する提案を令和 14 年度末及び令和 18 年度末に報告すること。

#### (7) 技術提案に係る支援業務

水の官民連携の成立要件のひとつに掲げられている「プロフィットシェア」を実現していくため、事業開始後において、受託者側から継続的な技術提案を促すための仕組みづくりを市と協力しながら提案・検討すること。

#### (8) その他関連業務

##### 1) 会計実地検査等の対応業務

ストックマネジメント業務に係る、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

##### 2) 検査の対応業務

ア) 委託業務の完了検査及び工事の完成検査に必ず出席すること。

イ) 市の検査に先立ち、下検査を行い、成果品を確認すること。

##### 3) その他関連業務

その他関連業務を行うこと。

## 7 維持管理業務に係る事項

### 7.1 基本的事項

受託者は、以下に記載する事項に従い、対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を行うこと。

また、創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、業務期間を通じて道路陥没や溢水等の低減に努めること。当該事象が発生した場合には、発生原因を調査し再発防止のための施策を講じること。

### 7.2 業務実施体制の構築

業務を実施するに当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- (1) 市及び市民からの対応要求に対しては、即日により時対応を行うことを基本とし、解決を試みる体制を構築すること。
- (2) 豪雨、停電、重大事故発生等の非常時対応を要する事態、又は生じる恐れがある場合に緊急対応できる体制を構築すること。
- (3) 市内事業者が対応可能な業務は、原則として市内事業者を活用すること。

### 7.3 業務内容

- (1) 市民対応業務、修繕業務（応急対応）、清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）

- 1)維持管理業務は、機能回復等のために直ちに実施する「応急対応」と現地確認・現地調査結果を踏まえて遅滞なく実施する「恒久対応」に分類する。
- 2)市民から通報を受けた場合又は清掃、点検等により管きょの詰まりや溢水、管路施設等の損傷及び老朽化等による機能低下を確認した場合は、速やかに現場へ向かい、原因究明並びに補修等を計画し、その機能回復のために速やかに適切な措置を実施すること。実施方法及び実施結果については、適時適切に市に報告すること。目視による原因の特定が困難な場合は、テレビカメラ調査等の詳細調査を行い、損傷箇所を特定すること。
- 3)現地確認・原因調査に当たっては、必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
- 4)修繕業務（恒久対応）の実施に当たっては、応急対応後2週間以内に市へ提案すること。
- 5)対応困難な案件である場合は、市に速やかに連絡し解決を図ること。
- 6)業務を実施するに当たって、市民への業務内容の説明又はお知らせの周知等により、市民の理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努め、公共サービスの提供者として誠意をもって適時適切に対応し、その結果を速やかに市に報告すること。
- 7)市民から苦情、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を遅滞なく記録整理すること。
- 8)市民対応業務、修繕業務（応急対応）、清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）の対応時間は、業務期間中、24 時間365 日とする。

なお、平日日中（８：３０～１７：１５）は受託者が直接受付し、夜間休日は、市の指定する事業者からの連絡により対応する。

## (2) 報告書作成業務

- 1)市民対応業務、修繕業務（応急対応）、清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）又は修繕業務（恒久対応）の業務終了後、その都度、実施内容、実施時間等を市及び市民に対して報告すること。
- 2)実施件数、実施内容、実施時間等は、月間業務報告書にてとりまとめ、市に報告すること。

## (3) 巡視・点検業務

### 1)巡視

マンホールふたを開けず、管路施設が埋設された地上部（主に道路面）の状況について観察し、管きよの損傷又は継ぎ手の不良によって発生する沈下の有無及び雨水吐、吐口、放流きよの流下の状況（土砂等の堆積状況）を確認すること。この時、管路施設については、マンホールふた表面の状況把握も合わせて行うこと。

なお、放流きよについては、不法占拠及び不法工作物等の有無も合わせて確認すること。

### 2)点検

- ア)管路施設については、マンホールふたを開け、地上からの目視による流下状況の確認、鏡とライトの使用またはマンホール内に管口テレビカメラを挿入、必要に応じてマンホールに入孔し目視で管内状況や堆積物の有無を確認すること。
- イ)集水ますについては、ます縁塊の損傷状況、集水ますの土砂堆積状況を点検し、修繕、改築及び清掃箇所を選定すること。
- ウ)点検頻度については、路線の重要度や事故・苦情など問題発生状況等の維持管理実績を踏まえて設定すること。

## (4) 調査業務

巡視・点検や不具合等の発生により、速やかに調査が必要と判定された箇所等について視覚調査を実施すること。

また、目的に応じて、詳細調査を実施すること。

なお、以下の管路施設は、下水道法施行令第五条の十二に定める実施頻度（５年に１回以上）で調査を行うこと。

- ・圧送管吐出し先部
- ・伏越し管きよ、伏越し管きよの上流部及び吐出し部
- ・その他腐食するおそれの大きい箇所

### 1)視覚調査

巡視・点検の結果を受け管路施設の不具合を発見した場合、突発的な道路陥没や溢水等が発生した場合、管路施設内の損傷の状況（クラック、破損、流下能力不足等の異常箇所及び損傷度合）及び位置等を正確に把握し記録すること。

### ア)潜行目視調査

イ)テレビカメラ調査

ロ)マンホール目視調査

## 2)詳細調査

損傷・流下能力不足等の異常・損傷の原因分析やそれら損傷度合いによる修繕等の対策検討等のため、詳細調査を実施すること。

### ア)流量調査

流域下水道への下水流入量を測定し、報告書を作成するとともに、適切に流量測定できるように流量計の維持管理を行うこと。

### イ)空洞化調査

損傷・流下能力不足等の異常・損傷の原因分析やそれら損傷度合いによる修繕等の対策検討のため、空洞の箇所及びその程度等を調査すること。空洞化調査は、電磁探査を基本とし、必要に応じて電気探査、貫入試験やコア抜き等を行うものとする。

### ロ)水質調査

公共下水道区域内幹線接続点の下水の水質が下水道法及び本市下水道条例に基づく排除基準を満たしているか調査すること。

## (5) 清掃及びしゅんせつ業務

### 1)清掃

ア)一般管きよ、圧送管きよ、伏越し管きよ、マンホール、汚水ます、集水ます、取付け管及び雨水吐に土砂等が一定量以上堆積した場合、以下の方法により管路施設内の機能回復、流下能力の確保及び悪臭の発生を防ぐために土砂等を取除くこと。

ａ)一般管きよ、圧送管きよ、伏越し管きよ、マンホール、汚水ます、集水ます、雨水吐の清掃

①高圧洗浄車清掃

②吸引車清掃

ｂ)取付け管の清掃

①高圧洗浄車清掃

②ロッド及びワイヤー清掃

イ)市の年間行事（湘南祭・海開き・浜降祭・花火大会等）が行われる時期を目途に吐口、放流きよの清掃を実施すること。

ロ)清掃頻度については、路線の重要度や事故・苦情など問題発生状況等の維持管理実績を踏まえて設定するものとし、市民から詰まり等の通報を受けた際は、速やかに出勤し、不具合への対応を図ること。

### 2)しゅんせつ

吐口、放流きよに土砂等が一定量以上堆積した場合、流下能力の確保及び悪臭の発生を防ぐために土砂等を取除くこと。

### 3)土砂及び汚泥の処分

清掃及びしゅんせつによって除去した土砂及び汚泥は、周囲の環境等に十分留意し、法令に従い適切に処分すること。

#### 7.4 提出書類

##### (1) 業務計画書

受託者は、契約締結後、速やかに次の事項を記載した業務計画書を提出し、確認を受け、作業に着手すること。

なお、提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

- 1)業務工程表
- 2)業務従事者届
- 3)現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- 4)作業計画書（実施方法、実施工程、使用機材、仮設備計画、排水方法等）
- 5)安全対策（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- 6)酸素欠乏危険作業主任者届  
（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと）
- 7)産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）
- 8)中間処分場の許可書（写し）
- 9)最終処分場の許可書（写し）
- 10)その他、市の指示する事項

##### (2) 出来形報告書

受託者は、着手日から竣工日までの期間の毎月末、出来高報告書を市に提出すること。

##### (3) 完了書類

受託者は、業務が完了した時は、速やかに次の完了書類を提出すること。ただし、前記各項のほか市が提出するよう指示した書類は、指定期日までに提出すること。

- 1)業務完了届
- 2)出来高調書
- 3)写真帳
- 4)報告書

#### 7.5 材料

- (1) 本業務に使用する材料は、「茅ヶ崎市下水道標準構造図集」又は本仕様書に規定されたものを除き、日本産業規格（JIS）、日本下水道協会規格（JSWAS）に規定されている材料を使用すること。
- (2) 可とう性マンホール継手は、下水道新技術推進機構の建設技術審査証明を取得している製

品を使用すること。

(3) マンホール鉄蓋は、茅ヶ崎市下水道標準構造図集に基づく製品を使用すること。

(4) 受託者は、本業務で使用する材料について「使用材料（製品）承認願」を市に提出し承諾を得ること。

なお、日本産業規格（JIS）、日本下水道協会規格（JSWAS）、茅ヶ崎市下水道標準構造図集に記載のあるものは、「使用材料（製品）承認願」におけるカタログ等の添付は省略できるものとする。

## 7.6 事前調査

### (1) 共通事項

受託者は、業務の実施に先立ち、次の調査のうち当該業務に必要な調査を実施してその結果を所定の様式により市に提出すること。

- 1) 損害補償に係る家屋等の事前調査及び井戸枯れ把握に係る井戸調査
- 2) 各企業者の管理台帳及び試掘による埋設物調査
- 3) 酸素欠乏空気の発生防止調査
- 4) 地質及び地下水位等の調査に係るボーリング調査
- 5) その他必要な調査

### (2) ウェルポイント工に係る事前調査

受託者は、業務の実施に伴い地下水低下工法（ウェルポイント工法等）を行う場合、施工に先立ち次の調査を行い市に報告すること。

- 1) 施工地点から 100m の範囲以内にある井戸の分布状況、形状、構造、使用状況及び使用目的
- 2) 1) で調査した結果、井戸が存在する場合には、その井戸の水位調査
- 3) 1) で調査した結果、井戸が存在しその使用目的が飲用水である場合には、2) の調査に加え飲料水水質試験を行うこと。
- 4) 飲料水水質試験は茅ヶ崎市飲用井戸衛生管理要綱「定期水質検査」の項目について行うこと。

## 7.7 業務実施要領

### 7.7.1 修繕（応急対応）、修繕（恒久対応）

#### (1) 修繕の方法

##### 1) 土工

##### ア) 掘削土砂の仮置き

掘削により発生する土砂は、一時仮置場に運搬するものとする。仮置き場は、原則として工事現場より半径 2.0km 以内の箇所とし、受託者が任意に選定するものとする。

##### イ) 砂基礎及び埋戻し

ア) 掘削土砂のうち砂質土は、砂基礎及び埋戻しに流用するものとするが、粘性土の場合

は埋戻しに適した良質な土に置換すること。管布設に伴う、砂基礎及び管頂より 30cm までの範囲は、路盤材を除いた良質な砂を用いて必ず排水したのちに実施し、水中埋戻しは行わないとともに、管きょ、その他埋設物に損傷及び移動が生じないように施工すること。

b)管布設に伴う砂基礎は、原則として床付け位置から管頂までの厚さとし、その範囲及び管頂より 30cm までの範囲の埋戻しについては、管きょに損傷及び移動が生じないように十分注意し掘削機械等で良質な砂を投入し平らに均した後、空隙が残らないようにランマー等で締め固めること。ただし、床付け位置が粘性土またはシルト層の場合は、床付け位置より 10cm までの部分を良質な砂にて入れ替え、十分突き固めること。

c)管布設に伴う砂基礎及び管頂より 30cm までの範囲を除いた部分の埋戻しについては、図の通りとする。原則として一層の厚さが 20cm を超えないよう掘削機械等で埋戻し土を投入し平らに均した後、ランマー等の現場状況に適した締め固め機械により空隙が残らないように締め固めること。

d)その他事項については、「茅ヶ崎市下水道標準構造図集」及び「下水道土木工事必携(案)」によるものとし、それによりがたい場合は市と協議すること。

## 2)管きょ工

ア)受託者は、施工に際し市支給の明示シールを布設管の上面に貼り付けること。

なお、明示シールは、概ね 2m 以下の間隔で貼り付けること。

イ)本仕様書に定めのない事項については、「茅ヶ崎市下水道標準構造図集」及び「下水道土木工事必携(案)」によるものとし、それによりがたい場合は市と協議すること。

## 3)マンホール工

ア)マンホールふたの向きは、図 1 に示すとおり鍵穴を下流に向けること。

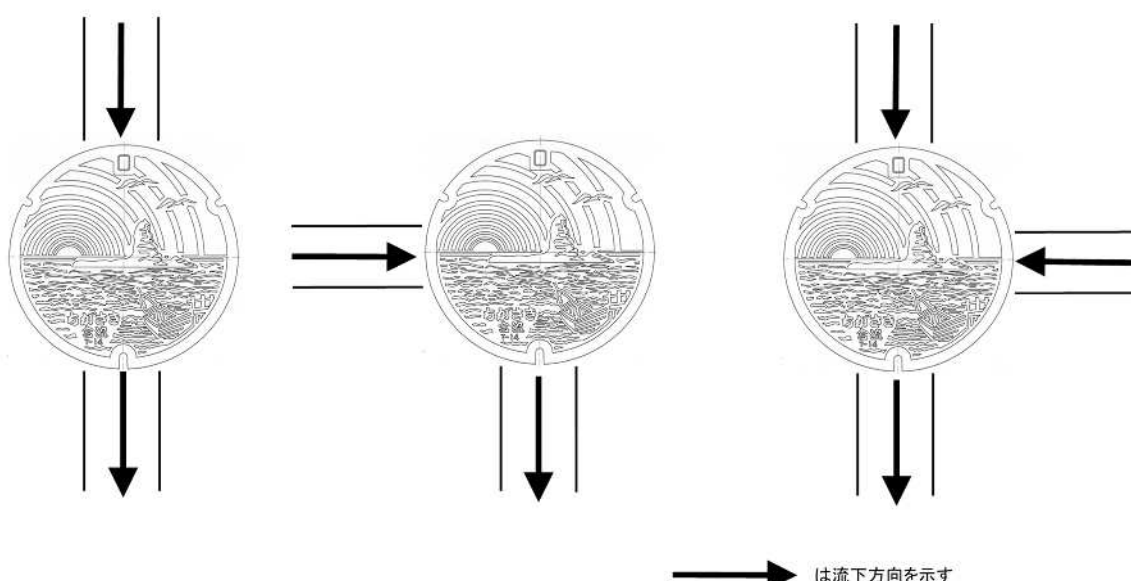


図 1 (例) マンホールふた設置向き

イ)マンホールふたの高さ調整は、組立マンホール用調整ブロックとの間に調整コマを設置しボルトにて据え付け、受枠とマンホールの隙間に無収縮モルタルを充填すること。

ロ)足掛け金物の幅は400mmの製品を使用すること。

ハ)調整リングの厚さは100mm以上の製品を使用すること。

ニ)本仕様書に定めのない事項については、「茅ヶ崎市下水道標準構造図集」及び「下水道土木工事必携（案）」によるものとし、それによりがたい場合は市と協議すること。

#### 4)取付け管及びます工

ア)本管と取付け管との接続部は90度可とう性支管を使用すること。ただし、取付け管を接続する本管が最上流スパンの場合は60度自在支管を使用すること。

また、取付け管とマンホールを接続する場合は可とう性マンホール継手を使用すること。

イ)取付け管の削孔位置は、近接取付け管の中心及びマンホール外壁面から1m以上の離隔を確保すること。

ロ)汚水ますと取付け管との接続は、自在曲管を使用し、汚水ますの水平を確保して施工すること。

ハ)汚水ますは原則として、官民境界（狭あい道路においては後退位置）より1m以内の宅地内に設置するものとし、工事着手前に市及び家屋所有者又は使用者と十分に打合わせて位置及び深さ等を決定すること。

ニ)集水ますの位置は市と協議の上決定するものとし、設置高については地表勾配を留意し、雨水を適切に集水できる高さとする。

ホ)本仕様書に定めのない事項については、「茅ヶ崎市下水道標準構造図集」及び「下水道土木工事必携（案）」によるものとし、それによりがたい場合は市と協議すること。

#### 5)仮設工

ア)管路土留工（木矢板土留・軽量鋼矢板土留・アルミ矢板土留）

イ)矢板は、余掘りをしないように掘削の進行に合わせて垂直に建込むものとし、矢板先端を掘削底面下20cm程度貫入させること。

ロ)バックホウの打撃による、たて込み作業は行わないこと。

ハ)矢板と地山の隙間は、砂詰め等により裏込めを行わないこと。

ニ)たて込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦埋め戻してから引抜いて再度建込むこと。

ホ)矢板を引き抜くときは、埋戻しが完了した高さだけ引抜くこと。

ヘ)矢板の引抜き跡については沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填すること。

#### イ)支保工

ア)土留支保工は、掘削の進行に伴い、設置すること。

- b)土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中に緩みが生じて落下することのないよう施工すること。

#### ウ)埋設物等防護工

- a)地下埋設施設と近接して施工を行う場合は施設管理者の指示を仰ぎ、その指示に従うこと。

また、その他必要に応じて施設管理者に立会を依頼すること。

- b)架空線についても必要に応じて防護措置を施すこと。

#### エ)管路路面覆工

- a)覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねないこと。
- b)覆工板及び受桁は、原則として鋼製の材料を使用し、上載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用すること。
- c)路面覆工を施工するに当たり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにすること。  
なお、覆工板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は、歩行者及び車両の通行に支障を与えないよう、縦断、及び横断方向ともにアスファルト混合物によるすりつけを行うこと。
- d)覆工部の出入り口の設置及び資機材の搬入に際して、関係者以外の立ち入り防止に対して留意すること。
- e)路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造とすること。

#### オ)水替工

- a)工事区域内に湧水、滞水等がある場合は、現地に適した施設、方法により排水すること。
- b)排水の措置は、沈砂ろ過施設を設け、最寄りの排水施設、河川等へその管理者の許可を得て放流すること。
- c)ウェルポイント工法を採用する場合は、工事周辺の地盤及び井戸等を調査し、沈下、井戸枯れ等を防ぐよう揚水量を調節すること。  
また、市が必要と認めたときは、検査孔を設け、地下水位の状況を調べること。
- d)ウェルポイントのポンプ、セパレートタンク等は付近住民への騒音を考慮して防音装置を設けること。

#### カ)補助地盤改良工

- 「下水道土木工事必携（案）」によるものとし、それによりがたい場合は市と協議すること。

### 7.7.2 巡視・点検工

#### (1) 巡視・点検の方法及び確認項目

##### 1) 巡視の方法及び確認項目

写真撮影（カラー）は、巡視年月日、巡視場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、10m程度当り1枚を標準とする。巡視項目とその内容を以下に示す。

ア) 地表面の状況：地表面の沈下・亀裂・陥没の有無

イ) 施設の状況：①マンホール蓋の据付け不良や破損等、②ますの損傷等

ウ) その他：①異常臭気、②不正使用や不法占拠

##### 2) 点検の方法及び確認項目

点検は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インバートの洗掘、土砂等の堆積、接続管きよの管口等の状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い等について異常の有無を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。写真撮影（カラー）は、点検年月日、点検場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール1箇所当り3枚以上を標準とする。点検項目とその内容を以下に示す。

ア) 下水の流下及び堆積状況：①管内沈殿物の状況、②管内不法投棄、③流下物による閉塞等

イ) 施設の状況：①管内の損傷や不同沈下、②マンホール蓋の据付け不良や破損、③漏水・浸入水

ウ) その他：①悪質汚水、危険性ガスの有無、②異常臭気、③不正使用や不法占拠

#### (2) 報告書

1) 巡視・点検の結果は、巡視・点検報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。

2) 巡視・点検結果の記録については、下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）によること。

### 7.7.3 調査工（視覚調査）

#### (1) 調査の方法及び確認項目

##### 1) 潜行目視調査

ア) 調査に当たっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、その洗浄水は、柳島ポンプ場より受託者にて調達すること。

イ) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、移動しながら行うこと。

ウ) 本管内に調査員が入り、管路施設の管種、管径、布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、撮影（カラー）を行うものとする。撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影すること。

エ)本管及び取付け管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

カ)管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存すること。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に市と協議し、承諾を得ること。

## 2)本管テレビカメラ調査

ア)調査に当たっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、その洗浄水は、柳島ポンプ場より受託者にて調達すること。

イ)本管の調査は、原則、上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。

ロ)本管の調査に当たっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。

エ)異常箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

エ)本管及び取付け管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

カ)管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存すること。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に市と協議し、承諾を得ること。

## 3)取付け管テレビカメラ調査

ア)調査に先立ち、必要に応じて当該調査箇所を洗浄すること。

イ)調査に当たっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付け管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うこと。

ロ)不良箇所の位置表示は、取付けます中心からの距離とすること。

## 4)マンホール目視調査

ア)マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うこと。

イ)写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール1箇所当り3枚以上を標準とする。

## 5)異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに市に報告し、指示を受けること。その際は、上下流から調査するなど、対応可能な範囲で調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

## (2) 報告書

1)調査結果は、調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。

2)調査結果をDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。

なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を表示すること。

3)調査結果の判定基準については、「茅ヶ崎市公共下水道ストックマネジメント計画（第二期）」によること。

4)提出する成果品は、次のとおりとする。

ア)報告書

イ)不良箇所写真帳

ウ)DVD等（テレビカメラ調査の場合）

エ)その他、市の指示するもの

#### 7.7.4 調査工（詳細調査）

##### (1) 流量調査

###### 1)調査の内容

###### ア)流量データ回収及び維持管理

a)10日に1回程度、流量データの回収を行うこと。ただし、市が流量データ（台風等の大雨後のデータ等）を必要とする場合は、速やかに対応すること。

b)流量データの回収に必要な資機材は、受託者で対応すること。

c)回収したデータを確認し、流量計の故障・異常等の発生を確認したときは、速やかに市に報告し、復旧すること。

d)年に1度、流量計の簡易点検（センサーの目視等）を行い、流量計の状態確認を行うこと。点検時期は、市と協議のうえ決定すること。

###### イ)流量報告（第65（千ノ川）処理分区（円蔵地区外）・（室田地区外）を除く）

a)毎月の流量報告書を市の指定する様式で取りまとめ、翌月10日までに提出すること。

また、関連する資料及び数字の根拠となる資料は全て添付すること。

b)合流区域の流量データや有収水量、貯留管からの返送データ、近隣市の流入データ等については、市が受託者にデータを渡し、受託者が流量報告書に反映させること。

c)年間の流量報告書を市の指定する様式で取りまとめ提出すること。（提出時期については、市の指示に従うこと。）

###### ウ)流量報告（第65（千ノ川）処理分区（円蔵地区外）・（室田地区外））

a)5分毎の流量データを、翌月10日までに提出すること。

b)報告書の様式及び提出方法については、市と協議のうえ決定すること。

###### 2)報告書

報告書、その他市の指示する書類を提出すること。

###### 3)その他

流量計が故障した場合は、受託者負担で修理すること。

##### (2) 空洞化調査

## 1)空洞探査車等による空洞化調査

ア)空洞探査車等を用いて、走行しながら連続的に電磁波地中レーダ方式にてレーダデータを取得すること。その際、前方と左右2方向は映像で、路面は画像で記録すること。

イ)測定したレーダデータを解析し、空洞の可能性のある異常信号の判定を行い、空洞の可能性のある異常箇所を検出すること。

また、異常箇所は、陥没危険度を評価すること。

ウ)空洞探査車等は、一般車両に対し安全・円滑な交通を確保するとともに、短時間で調査が行える車載式レーダとし、下記 エ) に示す性能と同等以上のものとする。

エ)空洞探査車は以下の性能を満たす機材を使用すること。

a)回転灯・調査標識等を装備しているもの。

b)探査速度は、60km/h程度で行えるもの。

c)探査深度は、1.5m 程度まで検知可能なもの。

d)探査幅は、1走行（1測線）で2.0m以上可能なもので、搭載するアンテナは車体側面から張り出し可能な機構を備えたものであること。

なお、調査幅の狭い空洞探査車を使用した複数回の調査実施による調査延長の増加は契約変更の対象としない。）

e)探査能力は、（縦）50cm×（横）50cm×（厚さ）約10cm 以上の空洞を検出できるもの。

フ)現地で測定したレーダデータについて、デジタル処理した画像として表示でき、ハードディスク又は磁気ディスク等に記録できるもの。

また、緯度・経度や追加距離、その他イベントマーク等の位置特定情報を磁気ディスクに同時記録でき、レーダデータと位置特定情報の整合性がとれるもの。

g)フ)に記した位置特定情報を取得するための位置検出装置やオドメーター、カメラ等搭載し、周辺の映像および路面状況がわかる画像を取得できるもの。

h)g)で取得した路面画像上に異常箇所の位置と広がり进行明示できるもの。

カ)空洞探査車が進入不可の歩道等においては、下記に示す性能と同等以上の機材を使用すること。

なお、不整地や軌道敷地、民地など、安定的なデータ取得や立ち入り許可の取得が困難な箇所については、市と協議すること。

a)電磁波地中レーダ方式で、道路使用許可を得て歩道を探査できるもの。

b)探査深度は、1.5m 程度まで検知可能なもの。

c)探査幅は、1 走行（1 測線）で1.0m程度可能なもの。

d)探査能力は、（縦）50cm×（横）50cm×（厚さ）約10cm 以上の空洞を検出できるもの。

e)現地で測定したレーダデータについて、デジタル処理した画像として表示でき、ハードディスク又は磁気ディスク等に記録できるもの。

また、緯度経度や追加距離、その他イベントマーク等の位置特定情報を磁気ディスクに同時記録でき、レーダデータと位置特定情報の整合性がとれるもの。

f)e)に記した位置特定情報を取得するための位置検出装置やオドメーター、カメラ等搭載し、周辺の映像および路面状況がわかる画像を取得できるもの。

g)f)で取得した路面画像上に異常箇所の位置と広がり进行明示できるもの。

## 2)詳細調査

### ア)ハンディ型地中レーダ調査

空洞探査車等による空洞化調査で検出された異常箇所や、路面変状等が発生して道路陥没が懸念される際に、必要に応じてハンディ型地中レーダを用いて空洞化調査を実施する場合がある。ハンディ型地中レーダによる空洞化調査は、道路縦横断方向にレーダデータを取得し、空洞の可能性がある異常信号の判定と正確な位置の特定を行うこと。

### イ)スコープ調査

空洞探査車等による空洞化調査で検出された異常箇所について必要に応じて、ボーリング装置にて小口径の削孔を行い削孔口にスコープを挿入し、孔壁断面画像により空洞の有無と路面下の状況（舗装構成、空洞の発生深度、空洞厚等）を確認すること。

なお、スコープ調査は、交通の妨げにならないよう短時間で実施し、必要に応じて施設管理者の立会いのもとに実施すること。調査終了後、陥没の危険性が高い空洞を発見した場合には、速やかに市に報告すること。スコープ調査で取得したデータは、空洞や異物の有無を下記の判定区分に分類すること。

- a)空洞あり
- b)異物あり
- c)異常なし

スコープ調査の結果は、路面下の空洞の状況（舗装構成、路盤状況、空洞の発生深度、空洞厚）、縦横断方向の広がり、路面からの深度、位置データ（緯度・経度、異常箇所番号、路線名称、方向、歩車道別、車線）等について、開削補修が実施できるよう整理すること。

## 3)報告書

調査結果から、路面下の空洞の状況、縦横断方向の長さ、路面からの深度、位置データ等について調査にとりまとめること。調査に記載する情報は以下のとおりとする。

ア)調査諸元：調査日、調査方法 等

イ)位置情報：路線名称、地先名、方向、歩車道別、緯度・経度 等

ウ)異常箇所の概要：路面からの深度、縦横断方向の広がり、空洞厚、陥没危険度評価 等

エ)添付資料：位置図、写真（全景、地物からの位置が判るもの）

オ)その他：市が必要と認めたもの

## 4)空洞化調査結果を踏まえた空洞補修計画案の策定

ア)空洞発生要因、発生傾向の分析

a)これまでの陥没履歴及び空洞化調査の結果から、空洞・陥没発生傾向と、推察される空洞素因との関連性を整理し、地域的な発生傾向を分析すること。

b)評価単位ごとに空洞・陥没発生に関連性の高い素因と空洞・陥没出現率から、空洞・陥没発生の可能性を段階的に分類すること。

イ)各種データの整理

空洞・陥没データ及び空洞素因と考えられるデータ等を、GISを用いて整理すること。

ロ)空洞発生の可能性を可視化した地図の作製

評価検討結果をとりまとめ、合流区域における空洞発生の可能性を可視化した地図を作製すること。

エ)空洞補修計画案の策定

確認された異常箇所に対して、計画的に対処するための補修方針をとりまとめた空洞補修計画案を策定すること。

なお、ロで作製された地図及び空洞発生傾向は、管路の改築更新の優先順位等の検討に反映させること。

5)成果品

本業務の成果品は、以下について提出すること。

ア)報告書 2部 (A4版・ファイル綴、電子データ(GISデータ含む))

イ)その他、市の指示した資料1式 (各2部)

本業務において市より中間成果を求められた場合は、速やかに提出すること。

6)成果に対する品質確保

ア)品質の保証

委託完了後一年以内に、天災や工事等による現場状況に変化のない状況において道路陥没が発生した場合、受託者に調査報告に上がらなかった原因の調査を求めることができる。受託者は調査に当たり、道路陥没の発生状況について現場確認等を行い、本件調査結果との因果関係を究明し報告書を提出すること。

なお、これに伴う費用は受託者が負担すること。

(3) 水質検査

1)検査の内容

ア)定期水質検査 公共下水道接続点 (12箇所×2回)

イ)合流式下水道の雨天時水質検査 (2回)

ロ)水質異常時検査 (4回)

2)検査方法

ア)試料採取に当たり実施工程表を提出し、実施日には、市と常に連絡を取れるようにすること。

イ)試料採取時には、黒板等に委託名・年月日・天候・場所・会社名を記入し写真撮影をすること。

り採取した試料は、その場で簡易的に水素イオン濃度及び水温を測定し、異常が認められた場合は直ちに市に報告をすること。

エ) 定期水質検査は、必ず3名以上で行うこと。

カ) 合流式下水道の雨天時水質検査は、雨水吐室で採取するものとし、試料採取においては必ず2名以上で行い、試料採取日の指定は市の指示のもとで行うものとする。

キ) 水質異常時検査は、必ず2名以上で行うこと。

ク) 受託者は市又はその代行する者から水質異常の連絡を受けた場合は、直ちに現場へ向かい速やかに水質検査を実施すること。

なお、水質異常の連絡については緊急を要するため、緊急連絡表に記載の連絡先は常に必ず連絡がつくものとし、かつ速やかに検査を行える体制を構築すること。

### 3) 報告書

試料採取し水質検査終了後、その都度提出するものとする。

## 7.7.5 清掃工

### (1) 清掃の方法

#### 1) 機械による清掃作業

ア) 高圧洗浄車の使用に当たっては、高圧により、管きょを損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

イ) 清掃に当たっては、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受託者の責任で取り除くこと。

ウ) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は柳島ポンプ場より、受託者にて調達すること。

#### 2) 汚泥等の積み込み、運搬

ア) 運搬車両は、事前に市に提出すること。

イ) 運搬車両は、その使用に当たって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。

ウ) 積み込みに当たっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

エ) 土砂等の運搬に当たっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

オ) 汚泥等の運搬に当たっては、積載超過のないようにすること。

#### 3) 汚泥等の処分

ア) 污水管から発生した汚泥については、「7.7.6 浚渫汚泥処分」によること。

イ) 集水ますから発生した土砂については、柳島ポンプ場土砂ピットに速やかに投入すること。

また、土砂ピットの周辺は、常に衛生的に清掃するとともに場内の安全管理を徹底し、作業終了後必ず施錠すること。

なお、柳島ポンプ場内では、浚渫汚泥処分運搬業務委託等他の委託、修繕、保守点検業務が行われているので、各業務の作業動線及びその範囲、作業方法の把握と事業者間の調整を適宜行うこと。

ウ)コンクリート殻については建設廃材指定処分場にて処理すること。

エ)空き缶、自転車、木片、雑草等しき類については、分別して産業廃棄物処理場にて処理すること。

#### 7.7.6 浚渫汚泥処分

##### (1) 汚泥の性質

合流管きよ及び污水管きよの有機性汚泥であり、高含水のものを想定している。（単位体積重量1.1）

##### (2) 浚渫汚泥処分の条件

###### 1)産業廃棄物処分業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であること。

##### (3) 中間処理の方法

高含水比の浚渫汚泥を中間処理施設で処理するものとし、施設の責任者が適正に管理を行うこと。

##### (4) 中間処理した廃棄物について

中間処理した中間処理産業廃棄物は関係法令等を遵守し適切に処分すること。中間処理後の汚泥は再資源化を行い、再資源不可能な場合は管理型最終処理場へ埋立処理を行うこと。

##### (5) 中間処理及び最終処分の方法の変更について

中間処理、最終処分の方法をやむを得ない事情により変更する場合は、必ず市と協議し、事前に確認を行うこと。

##### (6) 最終処分終了時

処分業者は、自ら交付したマニフェスト（2次マニフェスト）等により最終処分の終了を確認し、E票に最終処分終了年月日、最終処分の場所を記載の上、排出事業者に10日以内に返送すること。

##### (7) 報告書

その月の汚泥処分委託業務（中間処理）が終了したときは、次の書類を提出すること。

###### 1)請求書

###### 2)委託業務完了届

###### 3)マニフェストB2票、D票、E票の写し（1月分の枚数を日付順に整理）

###### 4)処理出来高表

###### 5)写真（※）

※提出写真は、搬入車両ごとに処理施設の受入れホッパー等へ投入する搬入車両と、委託件名、搬入日付等必須事項を記入した黒板をいれた写真及び処理状況がわかる代表的な写真。

## 7.8 休日及び夜間における緊急時の対応

- (1) 受託者は、市民又は市からの連絡を業務期間中 24 時間対応できる体制を整えるとともに、緊急連絡表を作成し、提出すること。
- (2) 休日待機については、当初設計の段階で作業の有無にかかわらず●日分を見込んでいる。
- (3) 時間外割増について

時間外割増で対応する時間帯は以下のとおりとする。

- 1)土曜日、日曜日、祝日、年末年始

ア)夜間早朝：17 時 00 分～22 時 00 分及び 5 時 00 分～8 時 00 分

イ)深夜：22 時 00 分～5 時 00 分

- 2)平日の夜間に緊急対応が発生した場合は上記 1)の時間外割増とする。

## 7.9 修繕に係る費用の算定

修繕に係る費用の算定に当たっては、以下による。

- (1) 受託者は、修繕業務（恒久対応）の実施前に市に提案書（修繕等費用の根拠資料等）及び積算基準書等に準拠した見積書を提出すること。

なお、積算基準等により難しい場合は、この限りではない。

- (2) 統括管理企業は、修繕等の内容・費用の妥当性のチェックを行い、その結果を市へ報告すること。市・受託者の間で費用の合意がとれた段階で、修繕等業務に着手するものとする。ただし、緊急時においては、市の承諾の上で、費用の合意前に修繕等業務に着手できるものとする。

なお、この場合においても、統括管理企業は、修繕等の内容・費用の妥当性のチェックを行い、その結果を市へ報告すること。

- (3) 市及び受託者の合意した費用をもって確定額とする。

## 7.10 その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに市に報告すること。
- (2) 作業の終了時にはマンホールふたにがたつきや段差等のないよう確実に閉めること。
- (3) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (4) その他特に定めのない事項については、速やかに市に報告し指示を受けて処理すること。

## 8 スtockマネジメント業務（改築工事を除く）に係る事項

### 8.1 基本的事項

受託者は、下水道の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

### 8.2 業務実施体制の構築

業務を実施するに当たっては、市内事業者が対応可能な業務は、原則として市内事業者を活用すること。

### 8.3 業務内容

#### 8.3.1 スtockマネジメント点検・調査業務

##### (1) 点検

施設・設備の状態を把握するとともに、異常の有無を確認すること。管路施設にあっては、マンホール内部からの目視や、地上からマンホール内に管口カメラを挿入する方法等により、異常の有無を確認すること。

##### (2) 調査

施設の健全度評価等のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。管路施設にあっては、管内に潜行する調査員による目視、又はテレビカメラを挿入する方法等により、劣化状況等を詳細に確認するとともに、原因を検討すること。

#### 8.3.2 改築計画策定業務（管路施設：合流）（ポンプ場施設等）

点検、調査結果に対する診断（健全度や緊急度を判定）を行い、リスク評価、施設管理の目標、長期的な改築事業のシナリオ設定等を踏まえ、対策（修繕・改築）の必要性及びその優先順位について整理すること。

また、事業計画期間を勘案し、5年間の期間を対象として、基本方針を踏まえた対策範囲（修繕か改築か）、長寿命化対策対象施設の選定、改築方法（更新か長寿命化対策か）及び実施時期・概算費用をとりまとめるとともに、Stockマネジメント計画申請書を作成すること。

#### 8.3.3 管路施設実施設計業務（改築・詳細設計）

工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うこと。

なお、設計内容は以下の項目とするが、策定した改築計画を踏まえ、業務を実施すること。

- (1) 布設替え工法（開削・内径 1,200mm 未満）
- (2) 布設替え工法（開削・内径 1,200mm 以上）
- (3) 管更生工法（内径 800mm 未満）
- (4) 管更生工法（内径 800mm 以上）

- (5) 報告書作成 (詳細設計)
- (6) 設計協議 (詳細設計)

#### 8.3.4 下水道管路施設維持管理システム保守点検・更新業務

管路施設の調査記録や改築更新工事記録等を管理する下水道管路維持管理システムについて、保守点検及びデータの更新作業を行うこと。

- (1) 保守点検業務
- (2) データ入力業務

### 8.4 業務実施要領

#### 8.4.1 点検工

「7.7.2 巡視・点検工」によること。

#### 8.4.2 調査工

「7.7.3 調査工（視覚調査）」によること。

##### (1) 調査記録簿

調査記録簿は次のとおりとする。

##### 1) 潜行目視調査、テレビカメラ調査

ア) 調査目的

イ) 調査概要

ウ) 案内図

エ) 調査箇所図

オ) スパン単位調査記録表

カ) 調査総括表

キ) 不良箇所集計表

ク) 考察

    a) 損傷・劣化度について

    b) 堆砂・流れについて

    c) 補修箇所及び工法の検討

    d) その他特記事項

ケ) 異状箇所図

    各スパンで異状内容・ランクが明記してあるもの。

コ) 写真帳

    a) 現場作業写真、異状箇所写真が図面番号及びマンホール順に整理してあるもの。

    b) 使用機材、保安施設、酸欠測定など。

サ) テレビカメラ映像

電子記憶媒体で納品すること。

なお、電子記憶媒体の仕様については、納品前に市と協議して確認を行うこと。

## 2)マンホール目視調査

### ア)人孔調査表

#### イ)人孔異常箇所集計表

#### ウ)数量集計表

### エ)考察

#### ア)損傷・劣化度について

#### イ)補修箇所及び工法の検討

#### ウ)その他特記事項（堆積・滞留等）

### カ)調査箇所図

#### イ)異常箇所図（異常内容等を明記してあるもの）

### キ)写真帳

現場作業写真、異状箇所写真がマンホール順に整理してあるもの。

## (2) その他

判断基準については、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」及び「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」に準ずること。調査方法や報告書作成においては、市と事前に協議すること。

### 8.4.3 改築計画策定業務

#### (1) 管理技術者及び技術者

1)受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。

2)管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うこと。

#### (2) 照査技術者

1)照査技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行うこと。

2)照査技術者は、管理技術者と同等以上の技術及び経験を有すること。

3)照査技術者は、照査計画を作成し、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めること。

4)照査技術者は、設計図書に定める時期、又は市の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行うこと。

5)照査技術者は、照査報告書を作成し、照査技術者の責において署名のうえ管理技術者に提出すること。

#### (3) 業務内容

##### 1)改築計画の策定（管路施設）

維持管理計画の実施方針に基づき、施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5年程度における改築の優先順位を設定

すること。

また、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、改築を行うかを検討すること。対象施設は、管きょとマンホールふたとする。

#### ア)診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はテレビカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施すること。

##### a)異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価すること。

##### b)緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否(維持又は対策)の判定を行うこと。

#### イ)対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討すること。

#### ロ)改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて改築の優先順位を検討すること。

#### ハ)対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。

#### ニ)改築対象施設の選定

改築の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた改築工法の有無の確認を行い、改築を検討する必要性を確認すること。

#### ホ)改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新か長寿命化対策かを選定すること。

また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証すること。

#### ヘ)実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5年程度の実施時期を設定すること。

また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出すること。

#### ロ)改築計画のとりまとめ及びストックマネジメント計画申請書作成

ア)～キ)の検討結果及び他事業との整合を勘案した改築計画としてとりまとめるとともに、ストックマネジメント計画申請書を作成すること。

#### 3)改築計画策定（ポンプ場施設等）

## 7)施設情報の収集・整理

ポンプ場施設等の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行うこと。

なお、市が所有する設備台帳システムのデータについて、更新された修繕や改築に係る情報を確認するとともに、定期点検の状況・結果などについて市に確認の上、特に必要なものについては収集・整理すること。

## 1)リスクの評価

茅ヶ崎市公共下水道維持管理計画で定めたりスクに関する事項を踏襲しつつ、維持管理に関する施設情報等を踏まえ、適切に評価すること。

## 2)改築計画の策定

改築計画の対象施設及び設備は、表4に示す。対象施設、設備については、点検・調査を行い、その結果に基づき、施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5年程度における改築の優先順位を設定すること。本計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、改築を行うかを検討すること。

### a)診断・対策の必要性の検討

健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。

また、診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討すること。

### b)優先順位の検討

機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、修繕・改築に関する優先順位を検討すること。

また、設備の修繕・改築に関する優先順位を設定するに当たり、設備群としてまとまった修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整すること。

### c)対策範囲の検討

基本方針で、対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定すること。

なお、修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5年の対策範囲を設定すること。

### d)長寿命化対策検討対象設備の選定

管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた、長寿命化対策検討対象設備を選定すること。

### e)改築方法の検討

対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定すること。

また、個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として（省エネルギー、省資源化、効率化等）総合的な検討を行うこと。

f)実施時期と概算費用の検討

上記を踏まえた改築計画を策定すること。

g)改築計画のとりまとめ及びストックマネジメント計画申請書作成

改築計画として上記検討結果を取りまとめるとともに、ストックマネジメント計画申請書を作成すること。

表 4 改築計画対象施設

| 対象施設                 | 対象工種  | 対象設備            |
|----------------------|-------|-----------------|
| 柳島ポンプ場               | 機械    | 1 系沈砂池設備        |
|                      |       | 2 系沈砂池補機設備      |
|                      | 電気    | 1 系沈砂池ポンプ設備     |
|                      |       | 2 系沈砂池ポンプ施設     |
|                      |       | 中央監視制御設備・制御電源設備 |
|                      |       | 自家発電設備          |
| 今宿ポンプ場               | 機械    | ゲート設備           |
|                      |       | 1,2 系ポンプ設備      |
|                      | 電気    | 受変電設備           |
|                      |       | 自家発電設備          |
| 中島ポンプ場               | ポンプ設備 | 排水ポンプ           |
| 石原ゲートポンプ施設           | 電気    | 電気設備すべて         |
| 北茅ヶ崎ポンプ施設            | 電気    | 電気設備すべて         |
| 下町屋ゲート               | 機械    | 逆水止ゲート          |
|                      | 電気    | 電気設備すべて         |
| 今宿幹線放流ゲート            | 機械    | No.1,2 逆水止ゲート   |
| 今宿幹線バイパスゲート          | 機械    | バイパスゲート         |
| 浜之郷ゲート               | 機械    | 2 連 逆水止ゲート      |
|                      | 電気    | 電気設備すべて         |
| 本村マンホールポンプ           | 電気    | 電気設備すべて         |
| 東海岸雨水吐室              | 機械・電気 | 機械・電気設備すべて      |
| 円蔵緑地（新）ポンプ施設         | 電気    | 電気設備すべて         |
| 宮ノ下公園ゲート             | 機械    | スルースゲート         |
| 中海岸雨水吐室              | 機械・電気 | 機械・電気設備すべて      |
| 北茅ヶ崎 No.2 マンホールポンプ施設 | 機械    | No.1,2 マンホールポンプ |

※1 機械設備の調査対象は状態監視保全機器のみとし、事後保全機器は含まないものとする。

※2 機械設備の事後保全機器は、維持管理及び点検記録からの不具合・故障情報の抽出を行う。

※3 電気設備の対象設備は、受変電、自家発、制御電源、負荷、計測、監視制御設備とし、目標耐用年数超過判定を行うものとする。

#### 4)報告書

検討した事項、過程及び結論を報告書として整理しとりまとめる。

また、本業務で作成した電子データは、市の設備台帳システムの項目やデータ形式等を確認し、システムに取り込める状態にしておくこと。

#### 5)設計協議

業務着手時、中間、成果品納入時に打合せを行う。中間打合せは業務の重要な区切りにおいて行うものとし、3回を標準とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。

なお、業務に関する打合せ議事録の整理は受託者が行い、提出するものとする。作業実施前及び作業期間中における主要な業務打合せには管理技術者が出席し、市と十分協議するものとする。受託者は、市へ各種の連絡・相談及び作業状況の報告を行うこと。

#### (4) 照査

##### 7)照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。

##### 1)照査事項

受託者は改築計画策定業務の全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施すること。

- a)情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- b)検討の方法及びその内容に関する照査
- c)計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- d)上位計画、関連計画等との相互間における整合性に関する照査

#### (5) 成果品の納品

- 1)受託者は、工期の1箇月前までに成果品（案）を提出し、市の審査を受けること。
- 2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正すること。
- 3)業務の審査に合格後、業務完了までに成果品一式を納品し、完了届を提出後10日以内に市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- 4)業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行うこと。これに対する経費は受託者の負担とする。
- 5)受託者は、業務の完了前に成果品の全部又は一部の引渡し又は使用について、設計図書に定めがある場合又は市の指示する場合には、成果品の全部又は一部の引渡し又は使用について承諾すること。
- 6)成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて市に帰属するものとし、市の承諾を受け

ずに他に公表、譲渡、貸与又は使用しないこと。

#### 7) 成果品

業務完了時に、成果品として次のものを引き渡すものとする。成果品の作成に当たっては、その編集方法について、予め市と協議すること。

- ア) 業務報告書 A4 判黒表紙金文字パイプ式製本（両開き、2 穴）1 部（正本）
- イ) 業務報告書 A4 判パイプ式ファイル（両開き、2 穴）1 部（副本）
- ウ) スtockマネジメント計画申請書及び資料 一式
- エ) その他参考資料 一式
- カ) 打合せ議事録 A4 版製本 2 部（報告書に綴じる）
- キ) 電子成果品 電子媒体（CD または DVD-R）2 部（正副）

#### (6) その他

1) 現地踏査の際には、市が発行する身分証明書を携帯の上で実施すること。

2) 提出図書作成においては、以下のことに留意して作成すること。

ア) 電子データについては、市が使用している Microsoft 社製の Word、Excel、PowerPoint 及び Autodesk 社製の AutoCAD にて何の変換もせず開けるものとする。なお、保存形式は市の指示によること。

イ) 市が所有していないアプリケーションソフトを使用する場合は、市との協議の上、市が今後の事業等において本業務の成果を活用することが可能な形式で提出すること。

ウ) 文章、計算式等を画像として Word、Excel 等に貼り付けてはならない。画像として貼り付けて良いのは現場写真、他企業地下埋設物資料、ボーリングデータ等とする。

エ) 外字は極力使用しないこととするが、やむを得なく使用する場合は市の承認を得ること。

カ) 報告書の厚さについては、正本、副本ともに 10cm を上限とし、それ以上になる場合は分冊すること。

キ) 本業務は、関係機関との協議・調整の過程及び新しい指針等の発表が有った場合等に、業務内容を変更する可能性が有る。

### 8.4.4 管路施設実施設計業務（改築・詳細設計）

#### (1) 業務計画書

受託者は、市によるストックマネジメント計画の申請後、速やかに業務計画書を作成し市に提出すること。業務計画書には、契約図書に基づき次に定める事項を記載すること。

- 1) 業務概要
- 2) 実施方針
- 3) 業務工程
- 4) 業務組織計画
- 5) 打合せ計画

- 6)照査計画（設計図書において照査技術者による照査が定められている場合）
- 7)成果品の品質を確保するための計画
- 8)成果品の内容及び部数
- 9)使用する主な図書及び基準
- 10)連絡体制（緊急時含む）
- 11)使用する主な機器
- 12)環境配慮事項
- 13)その他

業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明らかにした上、その都度市に変更業務計画書を提出すること。

## (2) 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可申請書等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行うこと。

## (3) 管理技術者及び技術者

「8.4.3 改築計画策定業務（1）管理技術者及び技術者」によること。

## (4) 照査技術者

「8.4.3 改築計画策定業務（2）照査技術者」によること。

## (5) 成果品の審査及び納品

「8.4.3 改築計画策定業務（5）成果品の納品」によること。

## (6) 作業項目

### 1)調査

#### ア)資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、初回打合せ後に関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査し、市に報告すること。

#### イ)現地踏査

設計対象区間について、踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握すること。

#### ウ)地下埋設物調査

設計対象区間について、水道、下水道、ガス、電気、通信等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認すること。

また、測量調査によって下水道管渠及びマンホールの諸元等を確認すること。

#### エ)公私道調査

道路、水路、私道、私有地等について公図等により権利者を調査確認するとともに、境界確定図により官民境界を確認すること。

### 2)設計一般

## 7)打合せ

- a)本業務の実施に当たって、受託者は市と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認すること。連絡については、市と管理技術者が行うこと。
- b)本業務の着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認すること。記録資料については、受託者が作成することとし、打合せ後、速やかに提出すること。
- c)打合せの資料等については、A4判に収まるよう適宜折り加工を行うこと。

## 1)事業計画図書の確認

受託者は、設計対象区間に関する下水道事業計画図書の確認すること。

## 2)設計計画

改築計画で決定された内容に基づき、選定された最適工法について更生工法、布設替工法の計画を立案すること。

また、既存資料から問題点を整理し、仮排水、仮設計画、換気計画等を検討するとともに地盤変動影響調査の必要性の有無を併せて検討すること。

## 1)各種計算

管きょ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計（L1 地震動、L2 地震動）等の計算に当たっては、市と十分協議の上、計算方針を確認して行うこと。

### a)更生工法

管強度計算、換気計算、流量計算、工程計算等を行うこと。

### b)布設替工法

管種、管基礎、構造計算、仮設計算、補助計算、計量計算、工程計算等を行うこと。

## 2)設計図の作成

作成する主要な設計図は、次のとおりとする。

### a)位置図

位置図（ $S=1/2,500 \sim 1/10,000$ ）は、地形図に施工箇所を記入すること。

### b)系統図

系統図（ $S=1/2,500$ ）は、地形図に設計区間を記入すること。

### c)平面図

平面図（ $S=1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きょの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きょの名称等を記入すること。

### d)詳細平面図

詳細平面図（ $S=1/50 \sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物との錯綜箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等、特に詳細図を必要とし、市が指示する場合に平面図及び横断面図を作成すること。

#### e)縦断面図

縦断面図（S=縦 1/100、横 1/500）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入すること。

#### f)横断面図

横断面図（S=1/30～1/50）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。  
管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入すること。

#### g)構造図

構造図（S=1/10～1/100）は、次の要領で記入すること。

「茅ヶ崎市下水道標準構造図集」によるものは作成を要しないが、特殊構造物（特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越し管きよ、特殊な形状のマンホール及びます等）は、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成すること。

#### h)仮設図

仮設図（S=1/10～1/100）は次の要領で記入すること。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成すること。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入すること。

#### か)数量計算

##### a)更生工法

施工種別、管径ごとの施工延長を求め、材料、事前事後処理等の数量を算出するものとし、市と十分打合せの上、とりまとめ方を確認して行うこと。

##### b)布設替工法

施工種別、管径ごとに土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出するものとし、市と十分打合せの上、とりまとめ方を確認して行うこと。

#### き)更生・布設替工法の比較検討

更生・布設替工法の選定は管きよの老朽化、損傷状態に対応した最適工法を選定すること。選定に当たり、措置を必要とする箇所の管径、損傷状態、既存水量等を勘案し、比較検討して決定すること。

#### (7) 報告書

報告書は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既

存水量、管内の状況、管路の損傷状況、施工方法、施工工程表等を取りまとめたものとする。

## (8) 照査

### 1) 照査の目的

受託者は本業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。

### 2) 照査事項

受託者は設計全般にわたり、次に示す事項について照査を実施すること。

#### ア) 基本条件の確認内容について

##### イ) 比較検討の方法及びその内容について

##### ロ) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について

##### ハ) 計算書（流量計算書、構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等）の妥当性について

##### ニ) 計算書と設計図の整合性について

##### ホ) 仕様書と提出図書の整合性について

## (9) 提出書類

### 1) 提出書類

提出すべき成果品とその部数は、次に示すとおりとし、電子成果品作成費に報告書の印刷製本費を含むものとする。

なお、製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

また、成果品の作成に当たっては、あらかじめ市と十分打合せの上、その編集方法を確認して行うこと。

### 2) 成果品一式

ア) 業務報告書 A4 判黒表紙金文字パイプ式製本（両開き、2 穴）1 部（正本）

イ) 業務報告書 A4 判パイプ式ファイル（両開き、2 穴）1 部（副本）

ロ) 電子成果品 電子媒体（CD または DVD-R）2 部（正副）

### 3) 設計業務報告書の内容

ア) 位置図（縮尺 1/10,000 程度）2 部（正副）

イ) 系統図 //

ロ) 施設平面図 //

ハ) 詳細平面図 //

ニ) 縦断面図 //

ホ) 横断面図 //

ヘ) 構造図 //

ト) 仮設図 //

|                      |    |
|----------------------|----|
| ㌸)水理計算書              | // |
| ㌹)構造計算書（耐震設計計算書を含む）  | // |
| ㌺)数量計算書              | // |
| ㌻)報告書                | // |
| ㌼)特記仕様書（市の指示がある場合）   | // |
| ㌽)打合せ議事録             | // |
| ㌾)その他の資料（地下埋設物調査資料他） | // |

#### 4)その他

提出図書作成においては、次に示す内容に留意して作成すること。

㌿)電子成果品については、「電子納品運用ガイドライン＜土木委託業務等編＞（神奈川県県土整備局）」に準じて作成すること。ただし、図面データは、拡張子を.dwg または.dxf で納品すること。

1)市が使用しているアプリケーションソフトである Microsoft 社製の Word, Excel, PowerPoint 及び Autodesk 社製の AutoCAD にて何の変換もせず開けるものとし、保存形式は市の指示によること。

㌺)市が所有していないアプリケーションソフトを使用する場合は、市との協議の上使用承諾契約に基づいたアプリケーションソフトを併せて提出すること。

㌽)構造計算等の一部アプリケーションソフトにより出力された計算結果において、「0」表示等必要の無いページが多い場合は、文書作成ソフト又は表計算ソフトにより作成し直すこと。

㌾)文章、計算式等を画像として Word, Excel 等に貼り付けないこと。画像として貼り付けて良いのは現場写真、他企業地下埋設物資料、ボーリングデータ等とする。

㌿)外字は極力使用しないこととするが、やむを得なく使用する場合は市の承諾を得ること。

㍀)報告書の A4 ページについては両面印刷とし、A3 ページについては片面印刷片袖折り加工とすること。

㍁)報告書の厚さについては、正本・副本ともに 10cm を上限とし、それ以上になる場合は分冊すること。

#### (10)その他特記事項

1)設計に当たっては、改築計画を十分理解した上で実施設計を行うこと。

2)改築工法の選定については、改築計画の策定時に予め実施しているが、資料収集、公図調査、現地踏査及び現地作業の結果を踏まえて、総合的な観点から改めて工法選定を行うこと。

3)その他特に定めのない事項については、速やかに市と協議した上で、指示を受けてから処理すること。

## 9 改築工事・その他工事に係る事項

### 9.1 基本的事項

受託者は、以下に記載する事項に従い、対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、計画的かつ効率的・効果的に改築工事・その他工事を行うこと。

また、業務の実施に当たっては、業務期間を通じて管路施設の健全性を保つことはもとより、適切な事業投資となるよう創意工夫に努めること。

### 9.2 業務実施体制の構築

業務を実施するに当たっては、市内事業者が対応可能な業務は、原則として市内事業者を活用すること。

### 9.3 業務内容

改築工事（合流：ストックマネジメント業務）及びその他工事に係る業務は以下とする。

#### (1) 改築工事（合流：ストックマネジメント業務）

##### 1) 管きよの改築

ア) 布設替え工

イ) 更生工（自立管）

##### 2) 取付け管の改築

ア) 更生工

##### 3) マンホールの改築

ア) ふた及び枠の改築

① 開削工

② マンホールふた撤去設置工（機械式）

イ) 躯体の改築

##### 4) その他附帯工

#### (2) その他工事

##### 1) 取付け管布設替工（合流）

##### 2) マンホールふた及び枠の改築工（分流汚水・分流雨水）

ア) 開削工

イ) マンホールふた撤去設置工（機械式）

##### 3) 汚水ます及び取付け管設置工（合流、分流汚水）

##### 4) 集水ます及び取付け管設置工（合流）

##### 5) 集水ます縁塊交換工（合流）

##### 6) その他附帯工

#### 9.4 提出書類

- (1) 受託者は提出書類を神奈川県県土整備局発行による「土木工事書類作成マニュアル」に準拠することとし、市指定の様式があるものはそれにより作成したものを指定した期日までに市へ提出すること。これに定めのないものは、市の指示する様式によること。
- (2) 提出した書類に変更が生じた時には、直ちに変更届を提出すること。
- (3) その他、この仕様書に規定する書類の他、市の指定する書類をその指示する期限までに提出すること。

#### 9.5 事前調査

「7.6 事前調査」による。

#### 9.6 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第 18 条から第 25 条及び神奈川県県土整備局発行による土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-14～1-1-1-16 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、神奈川県県土整備局発行による「設計変更ガイドライン」によることとする。

#### 9.7 材料

「7.5 材料」による。

#### 9.8 施工

##### 9.8.1 施工計画書

受託者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を市に提出しなければならない。

受託者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受託者は、施工計画書以下の事項について記載しなければならない。

また、市がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては市の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| ①工事概要                      | ⑩緊急時の体制及び対応              |
| ②計画工程表                     | ⑪交通管理                    |
| ③現場組織表                     | ⑫環境対策                    |
| ④指定機械                      | ⑬現場作業環境の整備               |
| ⑤主要船舶・機械                   | ⑭再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 |
| ⑥主要資材                      | ⑮その他                     |
| ⑦施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） |                          |
| ⑧施工管理計画                    |                          |

## ⑨安全管理

### 9.8.2 布設替え工

「7.7.1 修繕業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）（1）修繕の方法 1)土工、2)管きょ工、5)仮設工」による。

### 9.8.3 更生工

#### （1）適用工法

受託者は、管きょ更生工法の選定に当たっては公的審査証明機関等の審査証明を得た工法の中から「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン」で示す「要求性能」に適合する工法を採用すること。

#### （2）事前準備

##### 1)更生管厚と材料特性

###### ア)更生管厚

受託者は、設計図書及び現場調査に基づき更生管の設計を行うとともに管の仕様等を決定し、市の承認を得ること。

###### イ)荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。

なお、鉛直土圧については周辺地盤が乱される場合を想定し、土被り 2m までは鉛直公式の土圧を、それ以上の土被りの場合は、2m 鉛直公式の値とマーストン溝型公式(溝型：仮想掘削溝幅は既設管内径)のうち大きい方を採用するものとする。活荷重（T 荷重、後輪荷重）は、「道路橋示方書・同解説（公社）日本道路協会」に基づくものとする（T-25）。

ウ)その他事項については、「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン」によるものとし、それによりがたい場合は市と協議すること。

#### （3）出来形管理

「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン」によるものとし、それによりがたい場合は市と協議すること。

#### （4）事前調査

受託者は、工事に先立ち以下の調査のうち当該工事に必要な調査を実施して、その結果を市に報告すること。

##### 1)更生箇所の詳細調査（汚水ます及び集水ますの調査を含む）

調査項目は、管種、管きょ口径、管路延長、管きょ内損傷等状況とし、管きょ内状況から取付管突き出し処理、浸入水処理、侵入根処理及びモルタル除去の必要性を判定した結果をまとめた報告書を市に提出すること。

##### 2)水替工の要否に係る下水道流量調査

3)その他、施工に係る必要調査

(5) 管内洗浄

更生工の施工を円滑に行うことを目的として高圧洗浄車を用いて管内洗浄を行うこと。

なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、その洗浄水は、柳島ポンプ場より受託者にて調達すること。

(6) 品質出来形管理

1)更生材料の管きょへの挿入は、管壁、材料に損傷のないよう十分注意して行うこと。

2)更生、管口仕上げ等の施工については、施工計画書に基づき適正な方法で行うこと。

3)施工中の浸入水及び現流水については、更生工に支障が生じないように必要に応じて適正に処理すること。

4)本管更生や取付管更生が不可能な場合について

ア)管のズレや潰れ等によりライニングホースが挿入不可能なため更生できない場合は事前調査結果を報告する際に市と協議すること。

なお、更生工法での施工が不可能または、品質が確保されない場合は工法の変更を検討し、市と協議を行い、工法を決定すること。

イ)本管内に取付管口があるが地上にますが見つからない場合は、市と協議し、施工方法を決定すること。

ロ)人孔間ごとに、管内の取付管口に対応する地上ますの確認と、取付管の更生の要否、可否、施工を行ったかどうか、施工不可の場合はその理由などを整理し、資料として提出すること。

(7) 安全衛生管理

「2 安全管理」によるほか、以下によること。

1)材料にスチレン等の有機溶剤が含まれている場合は、運搬、保管、施工時等の取扱いにおいて関係法令を遵守し安全に心掛けること。

また、臭気が排水設備内を介して家屋内に入らないようトラップや芳香剤等の用意をしておくこと。

2)その他事項については、「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン」によるものとし、それによりがたい場合は市と協議すること。

9.8.4 マンホールふた及び枠の改築

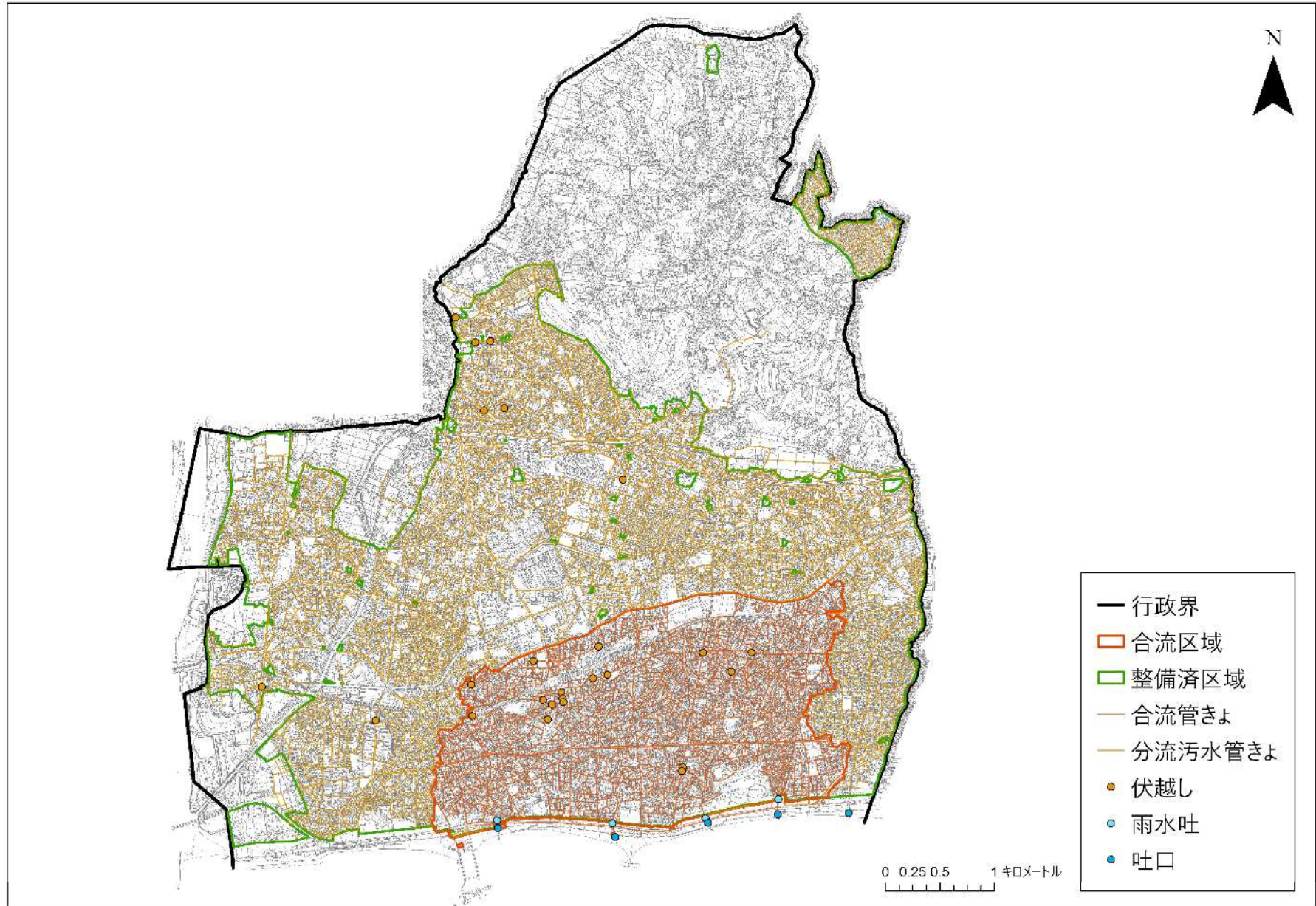
「7.7.1 修繕業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）（1）修繕の方法 3）マンホール工」による。

9.8.5 取付け管布設替工（合流）、汚水ます及び取付け管設置工（分流汚水、合流）、集水ます及び取付け管設置工（合流）、集水ます縁塊交換工（合流）

「7.7.1 修繕業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）（1）修繕の方法 1）土工、4）取付け管

及びます工、5)仮設工」による。

位置図



(別紙1-1)

## 配置技術者の要件

表 1 配置技術者の概要

| 業務                      | 技術者名         | 業務内容                                           | 配置要件                                                 |
|-------------------------|--------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 統括管理業務                  | 統括業務責任者      | 本業務全体を統括管理する責任者<br>事業運営に関わる会議体等での調整窓口          | 代表企業から選任                                             |
|                         | 技術管理責任者      | 現場の実務作業を指揮する責任者<br>週間打合せ等、市との定例的な打合せの調整窓口      | 代表企業から選任<br>※すべての業務の配置技術者と兼務可能。ただし、法令を遵守して適正に配置すること。 |
| 維持管理業務                  | 監理技術者又は主任技術者 | 修繕業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）の全般にわたり技術的な統括管理・指導監督する責任者 | 代表企業もしくは構成企業から選任                                     |
|                         | 業務責任者        | 当該業務の技術的管理を行う責任者                               | 代表企業、構成企業もしくは協力企業から選任                                |
| 工事（ストックマネジメント業務（改築を除く）） | 管理技術者        | 当該業務を全般にわたり技術的な統括管理・指導監督する責任者                  | 代表企業もしくは構成企業から選任<br>照査技術者と兼務不可                       |
|                         | 照査技術者        | 当該業務を全般にわたり照査を行う責任者                            | 代表企業もしくは構成企業から選任<br>管理技術者と兼務不可                       |
|                         | 業務責任者        | 当該業務の技術的管理を行う責任者                               | 代表企業、構成企業もしくは協力企業から選任                                |
| 改築工事・その他工事              | 監理技術者又は主任技術者 | 当該業務を全般にわたり技術的な統括管理・指導監督する責任者                  | 代表企業もしくは構成企業から選任                                     |
|                         | 業務責任者        | 当該業務の技術的管理を行う責任者                               | 代表企業、構成企業もしくは協力企業から選任                                |
|                         | 業務責任者（更生工）   | 当該業務の技術的管理を行う責任者                               | 代表企業、構成企業もしくは協力企業から選任                                |

表 2 配置技術者の配置員数及び資格要件

| 業務                        |                                                 | 配置技術者        | 配置員数          | 資格                    |                |             |             |                 |                 |                    |                      |                      |             |                |            |                | 実務経験                                     |
|---------------------------|-------------------------------------------------|--------------|---------------|-----------------------|----------------|-------------|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------|----------------|------------|----------------|------------------------------------------|
| 大分類                       | 中分類                                             |              | 配置員数<br>(最低限) | 技術士総合技術監理部門（上下水道－下水道） | 技術士上下水道部門（下水道） | 下水道管路管理総合技士 | 下水道管路管理主任技士 | 下水道管路管理専門技士（清掃） | 下水道管路管理専門技士（調査） | 下水道管路管理専門技士（修繕・改築） | 下水道技術検定（第1種技術検定）の合格者 | 下水道技術検定（第2種技術検定）の合格者 | 下水道管路更生管理技士 | 下水道管きょ更生施工管理技士 | 一級土木施工管理技士 | 監理技術者又は主任技術者資格 | 下水道法施行令第15条および第15条の3に<br>規程される<br>実務経験年数 |
| 統括管理業務                    | 統括管理業務                                          | 統括業務責任者      | 1名            | ○                     | ○              | ○           |             |                 |                 |                    |                      |                      |             |                |            |                |                                          |
|                           |                                                 | 技術管理責任者      | 1名            | ○                     | ○              | ○           | ○           | ○               | ○               | ○                  | ○                    | ○                    |             |                | ○          |                | ●                                        |
| 維持管理業務                    | 修繕業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）                           | 監理技術者又は主任技術者 | 1名            |                       |                |             |             |                 |                 |                    |                      |                      |             |                |            | ●              |                                          |
|                           |                                                 | 業務責任者        | 1名            | ○                     | ○              |             |             |                 |                 |                    |                      | ○                    |             |                | ○          |                | ●                                        |
|                           | 巡視・点検業務                                         | 業務責任者        | 1名            |                       |                | ○           | ○           |                 | ○               |                    |                      |                      |             |                |            |                | ●                                        |
|                           | 清掃及びしゅんせつ業務                                     | 業務責任者        | 1名            |                       |                | ○           | ○           | ○               |                 |                    |                      |                      |             |                |            |                | ●                                        |
|                           | 調査業務（視覚調査に関する業務）                                | 業務責任者        | 1名            |                       |                | ○           | ○           |                 | ○               |                    |                      |                      |             |                |            |                |                                          |
|                           | 調査業務（詳細調査に関する業務）                                | 業務責任者        | 3名※           |                       |                |             |             |                 |                 |                    |                      |                      |             |                |            |                |                                          |
| ストックマネジメント<br>業務（改築工事を除く） | ストックマネジメント点検・調査業務<br>改築計画策定業務（管路施設：合流）（ポンプ場施設等） | 業務責任者        | 1名            |                       |                | ○           | ○           |                 | ○               |                    |                      |                      |             |                |            |                |                                          |
|                           |                                                 | 管理技術者        | 1名            | ○                     | ○              |             |             |                 |                 |                    |                      |                      |             |                |            |                |                                          |
|                           |                                                 | 照査技術者        | 1名            | ○                     | ○              |             |             |                 |                 |                    |                      |                      |             |                |            |                |                                          |
| 改築工事・その他工事                | 改築工事・その他工事                                      | 監理技術者又は主任技術者 | 1名            |                       |                |             |             |                 |                 |                    |                      |                      |             |                |            | ●              |                                          |
|                           |                                                 | 業務責任者        | 1名            | ○                     | ○              |             |             |                 |                 |                    |                      | ○                    |             |                | ○          |                | ●                                        |
|                           |                                                 | 業務責任者（更生工）   | 1名            |                       |                | □           | □           |                 |                 | □                  |                      |                      | □           | □              |            |                |                                          |

○：いずれかの資格を有すること  
●：必須で有すること  
□：更生工における業務責任者はいずれかの資格を有すること  
※詳細調査（流量調査、空洞化調査及び水質調査）に関する業務は、資格要件を求めないが業務毎につき1名業務責任者を配置すること

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 本契約業務の受注者は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、本契約業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受注者は、本契約業務における個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備の上、管理責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を特定し、その役割及び責任体制（以下「管理責任体制」という。）を明確にするとともに、個人情報の漏えい等が発生したとき又はその兆候を把握したときの従事者から管理責任者への報告体制を整備しなければならない。

3 受注者は、個人情報の適正な管理のため、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策（以下「安全対策等」という。）を講じなければならない。

4 受注者は、本契約業務に着手する前に第2項に規定する管理責任体制及び報告体制並びに前項の規定により講じた安全対策等について、発注者に書面により報告しなければならない。

5 受注者は、前項の規定に基づき報告した内容に変更が生じたときは、速やかに変更した内容について発注者に報告しなければならない。

6 受注者は、前2項の規定に基づく報告の内容に関し、発注者が理由を示して異議を申し出た場合には、これを変更しなければならない。この場合において、当該変更に伴い新たに経費が必要となる場合、その費用負担については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(管理責任者及び従事者の監督)

第3条 受注者は、管理責任者及び従事者に対し、本契約業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者)

第4条 受注者は、本契約業務を派遣労働者に行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者

と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（個人情報の受領）

第5条 受注者は、発注者から本契約業務に関し個人情報が記録された文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）の提供を受けたときは、発注者に受領書を提出するものとする。

（目的外利用の禁止等）

第6条 受注者は、本契約業務以外の目的のために個人情報を利用してはならない。ただし、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第7条 受注者は、発注者から提供された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

（作業場所の外への持出禁止）

第8条 受注者は、発注者から貸与され、又は受注者が収集若しくは作成した資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

（情報システムで取り扱う個人情報の安全管理）

第9条 受注者は、資料等を情報システムにより取り扱う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 情報システムに暗証番号等を使用してアクセス権限を識別する機能を設定し、アクセス状況を記録すること
- (2) 情報システムへの外部からの不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止すること
- (3) 情報システムに不正プログラム（不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なプログラムをいう。）をインストールしないこと
- (4) 前条ただし書きの規定による発注者の承諾により資料等を持ち出すときは、暗号化処理を行うこと

（再委託の禁止等）

第10条 受注者は、本契約業務に係る個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（当該第三者が、受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う業務を第三者（以下「再受託者」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託の内容を変更する場合を含む。）、再受託者の当該業務に関する行為については、発注者に対しすべての

責任を負うものとする。

- 3 受注者は、個人情報を取り扱う業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、本特記事項を遵守するため再受託者における管理責任体制及び報告体制の整備ほか必要な事項について再受託者と約定しなければならない。
- 4 受注者は、再受託者の業務の履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。
- 5 再委託した業務をさらに委託すること（再受託者の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合にあっては、あらかじめ発注者の書面による承諾を得るものとする。
- 6 受託者は、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して再々委託をした相手方の当該業務に関する行為について、すべての責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第11条 受注者は、本契約業務に関し発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した資料等について、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受注者は、第7条ただし書きの規定により複写又は複製した資料等について、当該資料等に係る個人情報又は媒体を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。この場合において、電子計算機に記録された情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により資料等を廃棄する場合、物理的に破壊するなど資料等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、第2項の規定により資料等を消去又は廃棄したときは、消去又は廃棄した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、責任者、消去又は廃棄の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、消去又は廃棄に際し、発注者から立会を求められたときはこれに応じなければならない。

（随時の報告）

第12条 発注者は、受注者に対し、本契約業務に係る個人情報の管理の状況及び業務の履行状況（以下「管理状況等」という。）について、随時に報告を求めることができる。

（実地検査等）

第13条 発注者は、本契約業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等に応じて、受注者における管理状況等について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本契約業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等を踏

まえ、実地検査を行わない場合にあっては、受注者に報告書を提出させることにより確認するものとする。

- 3 前条及び前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第14条 受注者は、個人情報情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事故の内容、経緯、被害状況等を発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受注者は、前項の事故が生じ、又は生ずるおそれがあった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

(教育及び研修の実施)

第15条 受注者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受注者は個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させなければならない。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

## 遵守法令等

受託者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の諸法令及び諸基準によること。

### 1 諸法令

受託者は、当該工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受託者の責任において行うこと。

また、受託者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不適當であったり矛盾していることが判明した場合には、直ちに市に通知し、その確認を請求すること。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 建設業法
- (2) 労働基準法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 雇用保険法
- (6) 健康保険法
- (7) 厚生年金保険法
- (8) 船員保険法
- (9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- (10) 最低賃金法
- (11) 職業安定法
- (12) じん肺法
- (13) 作業環境測定法
- (14) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- (15) 中小企業退職金共済法
- (16) 酸素欠乏症等防止規則
- (17) 建築基準法
- (18) 道路法
- (19) 道路交通法
- (20) 道路運送法
- (21) 道路運送車両法
- (22) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
- (23) 駐車場法
- (24) 河川法

- (25) 河川法施行法
- (26) 砂防法
- (27) 地すべり等防止法
- (28) 海岸法
- (29) 港湾法
- (30) 港則法
- (31) 海上交通安全法
- (32) 海上衝突予防法
- (33) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (34) 船員法
- (35) 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- (36) 船舶安全法
- (37) 航路標識法
- (38) 公有水面埋立法
- (39) 下水道法
- (40) 漁港漁場整備法
- (41) 漁業法
- (42) 水産資源保護法
- (43) 環境基本法
- (44) 大気汚染防止法
- (45) 騒音規制法
- (46) 水質汚濁防止法
- (47) 振動規制法
- (48) 土壤汚染対策法
- (49) 湖沼水質保全特別措置法
- (50) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (51) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (52) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (53) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (54) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- (55) 自然環境保全法
- (56) 自然公園法
- (57) 森林法
- (58) 都市公園法
- (59) 文化財保護法
- (60) 砂利採取法

- (61) 毒物及び劇物取締法
- (62) 火薬類取締法
- (63) 農薬取締法
- (64) 消防法
- (65) 電気事業法
- (66) 電波法
- (67) 航空法
- (68) 空港法
- (69) 軌道法
- (70) 測量法
- (71) 技術士法
- (72) 計量法
- (73) 所得税法
- (74) 著作権法
- (75) 下請代金支払遅延等防止法
- (76) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (77) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (78) 出入国管理及び難民認定法
- (79) 個人情報保護に関する法律
- (80) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (81) 警備業法

## 2 適用すべき諸基準

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 建設省     | 建設工事公衆災害防止対策要綱           |
| 国土交通省   | アルカリ骨材反応抑制対策について         |
| 建設省     | コンクリート中の塩化物総量規制について      |
| 建設省     | 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 |
| 建設省     | 薬液注入工事に係わる施工管理等について      |
| 国土交通省   | 仮締切堤設置基準（案）              |
| 国土交通省   | 建設副産物適正処理推進要綱            |
| 日本下水道協会 | 下水道施設計画・設計指針と解説          |
| 日本下水道協会 | 下水道維持管理指針                |
| 日本下水道協会 | 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説    |
| 日本下水道協会 | 下水道施設の耐震対策指針と解説          |
| 日本下水道協会 | 下水道推進工法の指針と解説            |
| 日本下水道協会 | 下水道排水設備指針と解説             |

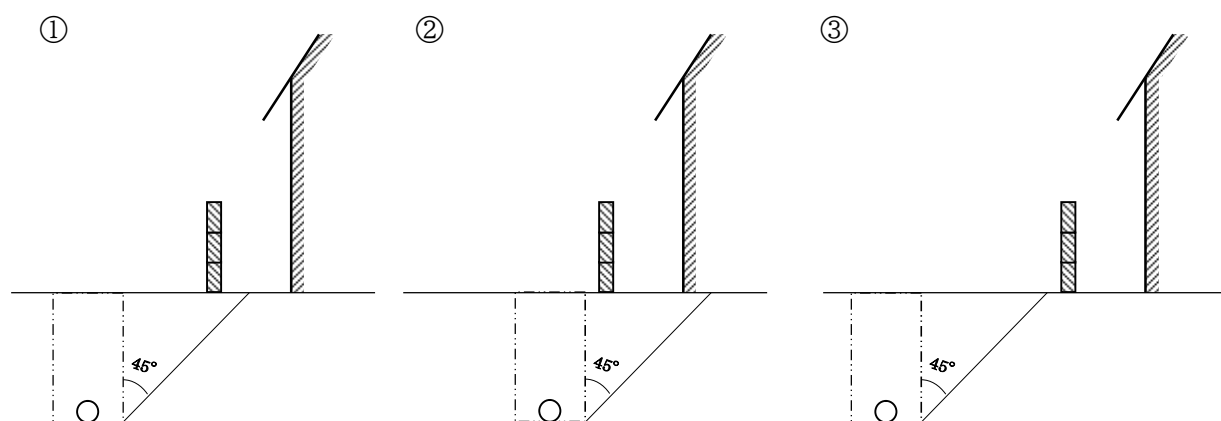
|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 日本下水道協会      | 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン    |
| 土木学会         | トンネル標準示方書（開削工法）・同解説         |
| 土木学会         | トンネル標準示方書（シールド工法）・同解説       |
| 土木学会         | トンネル標準示方書（山岳工法）・同解説         |
| 土木学会         | コンクリート標準示方書（設計編）            |
| 土木学会         | コンクリート標準示方書（施工編）            |
| 土木学会         | コンクリート標準示方書（規準編）            |
| 土木学会         | コンクリートのポンプ施工指針              |
| 日本道路協会       | 道路土工－仮設構造物工指針               |
| 日本道路協会       | 道路土工－カルバート工指針               |
| 日本道路協会       | 道路土工要綱                      |
| 日本道路協会       | 道路土工－軟弱地盤対策工指針              |
| 日本道路協会       | 舗装設計施工指針                    |
| 日本道路協会       | 舗装施工便覧                      |
| 日本道路協会       | 舗装再生便覧                      |
| 日本道路協会       | 転圧コンクリート舗装技術指針（案）           |
| 日本道路協会       | アスファルト舗装工事共通仕様書             |
| 日本道路協会       | 舗装調査・試験法便覧                  |
| 日本道路協会       | 舗装の構造に関する技術基準・同解説           |
| 日本道路協会       | 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説        |
| (公社)日本鉄筋継手協会 | 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事        |
| 厚生労働省        | 騒音障害防止のためのガイドライン            |
| 厚生労働省        | ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン |
| 厚生労働省        | 土止め先行工法に関するガイドライン           |

## 工事の施工に伴う責任分担

- (1) 工事の施工に伴い通常避けることが出来ない影響範囲として、掘削底面より  $45^{\circ}$  以内に、家屋、または、外構工作物が入る場合(影響範囲内)において、その家屋等に影響を及ぼした場合については、市がその損害を負担するものとする。ただし、そのうち工事の施工につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、市の責任区分であっても受託者がその損害を負担するものとする。
- (2) 掘削底面より  $45^{\circ}$  以内に、家屋、または、外構工作物が入らなかった場合(影響範囲外)において、その家屋等に影響を及ぼした場合については、受託者がその損害を負担するものとする。

### (事例)

- ①  $45^{\circ}$  以内に外構工作物が入る場合 → 外構工作物は市が負担、家屋は受託者が負担
- ②  $45^{\circ}$  以内に外構工作物及び家屋が入る場合 → 外構工作物及び家屋とも市が負担
- ③  $45^{\circ}$  以内に入らなかった場合 → 必要により外構工作物及び家屋とも受託者が負担



情報共有システム（ＡＳＰ方式）試行業務の活用に関する特記仕様書  
（受注者希望型）

1. 本業務は、情報共有システム（ＡＳＰ方式）試行業務（以下、「試行業務」という。）の対象業務である。
2. 本試行業務は、「茅ヶ崎市情報共有システム試行要領（土木工事、委託業務編）（案）」（以下、「試行要領」という。）に基づき行うものとする。  
本試行業務は、「受注者希望型」で実施する。
3. 受注者は、本試行業務における情報共有システム活用の可否を検討し、試行業務対応届出書を業務計画書に添付するとともに、契約検査課宛にメールで提出すること。  
試行要領及び試行業務対応届出書は以下の市ホームページから入手すること。

市ホームページ＜茅ヶ崎市情報共有システムの試行サイト＞

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/keiyaku/keiyaku/1069922.html>

＜提出先＞

茅ヶ崎市経営総務部契約検査課工事担当

[keiyaku@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:keiyaku@city.chigasaki.kanagawa.jp)

4. 受注者は、機能要件等に対応可能なＡＳＰサービス（「試行要領」参照）の中から、利用するサービスを選定・契約し、発注者（監督員等）を含めた利用者登録を行い、サービス利用に関する必要事項（ＡＳＰ名、ＩＤ、パスワード等）を監督員に報告すること。
5. 受注者及び発注者は、試行要領に基づき、業務情報の共有を図る。

## リスク分担の基本的な考え方

| 業務         | リスクの種類       |    |                                  | リスクの内容                                                                | リスクの負担者 |
|------------|--------------|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------|
| 全業務<br>共通  | 契約締結<br>前リスク | 1  | 契約リスク                            | 市の帰責事由による契約締結の遅延、未締結                                                  | 市       |
|            |              | 2  |                                  | 受託者の帰責事由による契約締結の遅延、未締結                                                | 受託者     |
|            | 社会<br>リスク    | 3  | 住民対応リスク                          | 本事業の実施（行政サービスとして実施）に対する住民反対運動、訴訟、要望等によるもの                             | 市       |
|            |              | 4  |                                  | 受託者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟、要望等によるもの                                     | 受託者     |
|            |              | 5  | 環境リスク                            | 受託者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等）に関するもの        | 受託者     |
|            |              | 6  |                                  | 受託者が行う業務以外に起因するもの                                                     | 市       |
|            |              | 7  | 第三者賠償リスク                         | 市の帰責事由により第三者に生じた損害及び業務要求水準書等に従って本業務を履行しても避けることができない騒音等の理由による第三者に生じた損害 | 市       |
|            |              | 8  |                                  | 受託者が実施する業務により第三者に生じた損害                                                | 受託者     |
|            |              | 9  | 政策変更リスク                          | 市の政策変更による事業の変更、中断、中止など                                                | 市       |
|            | 経済<br>リスク    | 10 | 物価変動リスク                          | 物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減                                                | 市及び受託者  |
|            |              | 11 | 交付金リスク                           | 予定していた交付金額が交付されない場合の事業量の増減                                            | 受託者     |
|            | 制度<br>リスク    | 12 | 法令変更リスク                          | 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更によるもの                                      | 市       |
|            |              | 13 |                                  | 本事業のみではなく、広く一般的に適用される法令等の新設・変更によるもの                                   | 受託者     |
|            |              | 14 | 税制変更リスク                          | 消費税及び地方消費税の変更によるもの                                                    | 市       |
|            |              | 15 |                                  | 法人の利益に係る税の変更によるもの                                                     | 受託者     |
|            |              | 16 | 許認可リスク                           | 市が取得すべき許認可によるもの                                                       | 市       |
|            |              | 17 |                                  | 受託者が取得すべき許認可によるもの                                                     | 受託者     |
|            | その他<br>リスク   | 18 | 不可抗力リスク                          | 天災等、自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は、損害                      | 市       |
|            |              | 19 |                                  | 天災等、自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものにより生じる一定額以内の費用増加又は、損害※1              | 受託者     |
|            |              | 20 | 契約解除リスク                          | 市の帰責事由により契約を解除する場合                                                    | 市       |
|            |              | 21 |                                  | 受託者の帰責事由により契約を解除する場合                                                  | 受託者     |
|            |              | 22 | 計画・設計・仕様変更リスク                    | 市の帰責事由による計画・設計・仕様等の変更                                                 | 市       |
|            |              | 23 |                                  | 受託者の帰責事由による計画・設計・仕様等の変更                                               | 受託者     |
|            |              | 24 | 事故発生リスク                          | 受託者の帰責事由による労災事故、設備の破損・損壊                                              | 受託者     |
|            |              | 25 |                                  | 市の帰責事由による労災事故、設備の破損・損壊                                                | 市       |
|            |              | 26 | 情報の漏えい                           | 市の帰責事由による個人情報や守秘義務情報の保護責務・外部流出                                        | 市       |
|            |              | 27 |                                  | 受託者の帰責事由による個人情報や守秘義務情報の保護責務外部流出                                       | 受託者     |
|            |              | 28 | 知的財産権侵害                          | 本事業の実施にあたり第三者の知的財産権を侵害し、又は受託者が作成した成果物等が第三者の知的財産権を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償 | 受託者     |
|            |              | 29 | 業務引継ぎリスク                         | 事業期間終了時における次期受託者への引継ぎ                                                 | 市及び受託者  |
|            |              | 30 | 契約期間延長リスク                        | 受託者の帰責事由による事象によるもの                                                    | 受託者     |
|            |              | 31 |                                  | 市の帰責事由による事象によるもの                                                      | 市       |
|            |              | 32 | 附帯業務リスク                          | 附帯業務の不振、不履行                                                           | 受託者     |
|            |              | 33 | 任意業務リスク                          | 任意業務の採算性の悪化、業務の不履行                                                    | 受託者     |
| 維持管<br>理業務 | 維持管理<br>リスク  | 34 | 要求水準未達リスク                        | 市の指示、提示条件・変更によるもの                                                     | 市       |
|            |              | 35 | 受託者の帰責事由による維持管理業務に係る要求水準の未達によるもの | 受託者                                                                   |         |

| 業務                    | リスクの種類                                           |     | リスクの内容    | リスクの負担者                                          |     |
|-----------------------|--------------------------------------------------|-----|-----------|--------------------------------------------------|-----|
|                       |                                                  | 36  | 費用増加リスク   | 市の指示・提示条件の不備・変更による費用の増加                          | 市   |
|                       |                                                  | 37  |           | 受託者の提案内容及び受託者の帰責事由による維持管理業務の不備・変更による費用の増加        | 受託者 |
|                       |                                                  | 38  | 施設損傷リスク   | 本施設の劣化・老朽化に対して受託者が適切な維持管理業務を行わなかったことによる施設損傷      | 受託者 |
|                       |                                                  | 39  |           | 市の帰責事由による本件施設の損傷                                 | 市   |
|                       |                                                  | 40  |           | 通常の経年劣化など受託者の維持管理に起因しない設備機能の低下                   | 市   |
|                       |                                                  | 41  | 修繕費の増大リスク | 受託者の帰責事由による修繕費の増大                                | 受託者 |
|                       |                                                  | 42  |           | 市の帰責事由による修繕費の増大                                  | 市   |
|                       |                                                  | 43  | 点検・調査リスク  | 市が実施した点検・調査結果※2及び作成したデータ等に不備があった場合               | 市   |
|                       |                                                  | 44  |           | 受託者が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があった場合               | 受託者 |
|                       |                                                  | 45  | 廃棄物処分リスク  | 廃棄物の運搬・処分にに関するもの                                 | 受託者 |
|                       |                                                  | 46  | システム運営リスク | 受託者の帰責事由による市民及び本件施設に与えた危害や損害に関するもの               | 受託者 |
| ストックマネジメント業務（改築工事を除く） | 計画リスク                                            | 47  | 計画申請リスク   | ストックマネジメント計画申請書及び添付書類の作成                         | 受託者 |
|                       |                                                  | 48  |           | ストックマネジメント計画の申請手続き                               | 市   |
|                       |                                                  | 49  | 測量・調査リスク  | 受託者の帰責事由による測量・調査実施判断及び実施上の不備に伴う費用増加              | 受託者 |
|                       |                                                  | 50  |           | 市の帰責事由による測量・調査実施判断及び実施上の不備に伴う費用増加                | 市   |
|                       |                                                  | 51  | 設計変更リスク   | 市の指示・提示条件の不備・変更によるもの                             | 市   |
|                       |                                                  | 52  |           | 受託者の提案内容及び受託者の帰責事由による設計業務の不備・判断によるもの             | 受託者 |
|                       |                                                  | 53  | 設計費増大リスク  | 市の指示、提示条件の不備・変更による設計費の増加                         | 市   |
|                       |                                                  | 54  |           | 受託者の提案内容及び受託者の帰責事由による設計業務の不備・変更による設計費の増加         | 受託者 |
|                       |                                                  | 55  | 建設着工遅延リスク | 市の帰責事由による改築工事の着工遅延によるもの                          | 市   |
|                       |                                                  | 56  |           | 受託者の帰責事由による改築工事の着工遅延によるもの                        | 受託者 |
|                       |                                                  | 57  | 要求水準未達リスク | 市の指示・提示条件の不備・変更によるもの                             | 市   |
| 58                    | 受託者の帰責事由によるストックマネジメント業務（改築工事を除く。）に係る要求水準の未達によるもの | 受託者 |           |                                                  |     |
| 改築工事・その他工事            | 建設リスク                                            | 59  | 用地の瑕疵リスク  | 地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵によるもの            | 市   |
|                       |                                                  | 60  | 工事費増加リスク  | 市の指示・提示条件の不備・変更による工事費の増加                         | 市   |
|                       |                                                  | 61  |           | 受託者の帰責事由による工事費の増加                                | 受託者 |
|                       |                                                  | 62  | 工事遅延リスク   | 市の指示・提示条件の不備・変更によるもの                             | 市   |
|                       |                                                  | 63  |           | 受託者の帰責事由によるもの                                    | 受託者 |
|                       |                                                  | 64  | 要求水準未達リスク | 市の指示、提示条件・変更によるもの                                | 市   |
|                       |                                                  | 65  |           | 受託者の帰責事由による改築工事・その他工事に関する要求水準の未達によるもの            | 受託者 |
|                       |                                                  | 66  | 契約不適合リスク  | 契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された、本件施設に関する契約の内容への不適合に関するもの | 受託者 |
|                       |                                                  | 67  |           | 事業開始後に工事を実施した本件施設の契約不適合                          | 受託者 |

※1：「不可抗力リスク」で、不可抗力により生じる費用増加額の内、契約金額の 1/100 以内の費用までは受託者の負担とする。

※2：市が提供する既往調査資料は参考資料であり、その内容を保証するものではない。

## 参考図書

本業務は、次に掲げる最新版図書を参考にして行うこと。これら以外の図書を参考にする場合は、あらかじめ市の承認を得ること。

- (1) 茅ヶ崎市下水道標準構造図集
- (2) 茅ヶ崎市下水道用設計積算基準
- (3) 下水道施設と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設の耐震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設耐震計算例―管路施設編（日本下水道協会）
- (10) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (18) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (19) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (20) 道路土工―仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (21) 道路土工―擁壁工指針（日本道路協会）
- (22) 道路土工―カルバート工指針（日本道路協会）
- (23) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (24) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (25) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (26) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
- (28) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (29) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (30) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (31) 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―（日本下水道協会）
- (32) 下水道施設維持管理積算要領―終末処理場・ポンプ場施設編―（日本下水道協会）
- (33) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）

- (34) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (35) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (36) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (37) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (38) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (39) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (40) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル  
(日本下水道新技術機構)
- (41) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (42) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (43) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (44) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (45) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (46) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル  
(下水道事業支援センター)
- (47) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）  
(管路診断コンサルタント協会)
- (48) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携  
(管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会）)

# C-EMS 活動方針

## ～ 私たちは、目指します～

美しい海・きれいな空気・おだやかな四季

この恵み豊かな環境を将来の世代に  
引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。  
茅ヶ崎市は、一事業者として環境法令等を遵守し、  
自らの事業活動における  
環境負荷の低減、環境汚染の予防に率先して取り組み  
市民・事業者とのパートナーシップのもと、  
「持続可能な社会」の実現を目指し、  
一丸となって取り組みます。

## ～ 3つの行動 ～

わたしたち職員は、  
目指す茅ヶ崎市の姿の実現のため、  
「守る」「学ぶ」「変わる」3つの行動を実践します。  
そして、活動成果を広く一般に公開し、地域への説明責任を果たします。

### 変わります

私たちは、  
温室効果ガス排出削減等のため、  
事務事業の進め方や内容を見直し、  
より効果的な方策に選択、あるいは改善・変更し、  
進んで自らの組織体質変革に取り組みます。

### 守ります

私たちは、  
地球温暖化対策関連法令はもと  
より、環境法規制、条例、  
そして、  
自ら遵守を決めた事項を守ります。

### 学びます

私たちは、  
意欲的な温暖化防止活動の基礎として、  
自ら、また職場全体で学び合い、  
豊富な知識と、高い行動意欲を  
身につけます。

平成22年10月13日  
茅ヶ崎市長

## 環境に配慮した公共工事実施マニュアル

### 1. はじめに

本マニュアルは、茅ヶ崎市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものです。

本マニュアルに基づき、直接又は間接的に環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して公共工事を実施します。

### 2. 基本方針

- (1) 市が実施する公共工事において、計画・設計及び施工の各段階における検討すべき環境への配慮事項を掲げたものであり、公共工事の実施に当たっては、それぞれの環境配慮事項を適用していくものとします。
- (2) これらの環境保全への取組を通して、職員一人一人が環境への関わりについて理解し、職場でも地域においても環境に配慮した取組を積極的に進めることができるよう、職員の環境に対する意識の高揚にもつなげていくものです。
- (3) 昨今の行政改革の流れの中でコスト縮減の方針が示されており、本市においてもコスト縮減に向けて努力している状況ではありますが、リサイクル製品の使用や新技術の導入等、様々な工夫を凝らし、環境にも配慮することを当然の意識として定着させていくものとします。
- (4) 本マニュアルは、市が実施する公共工事での環境配慮のために策定したものです。工事の発注等を通して、事業者へも環境への配慮事項や環境への負荷の少ない施工方法等が展開されるよう積極的に推進していくものとします。

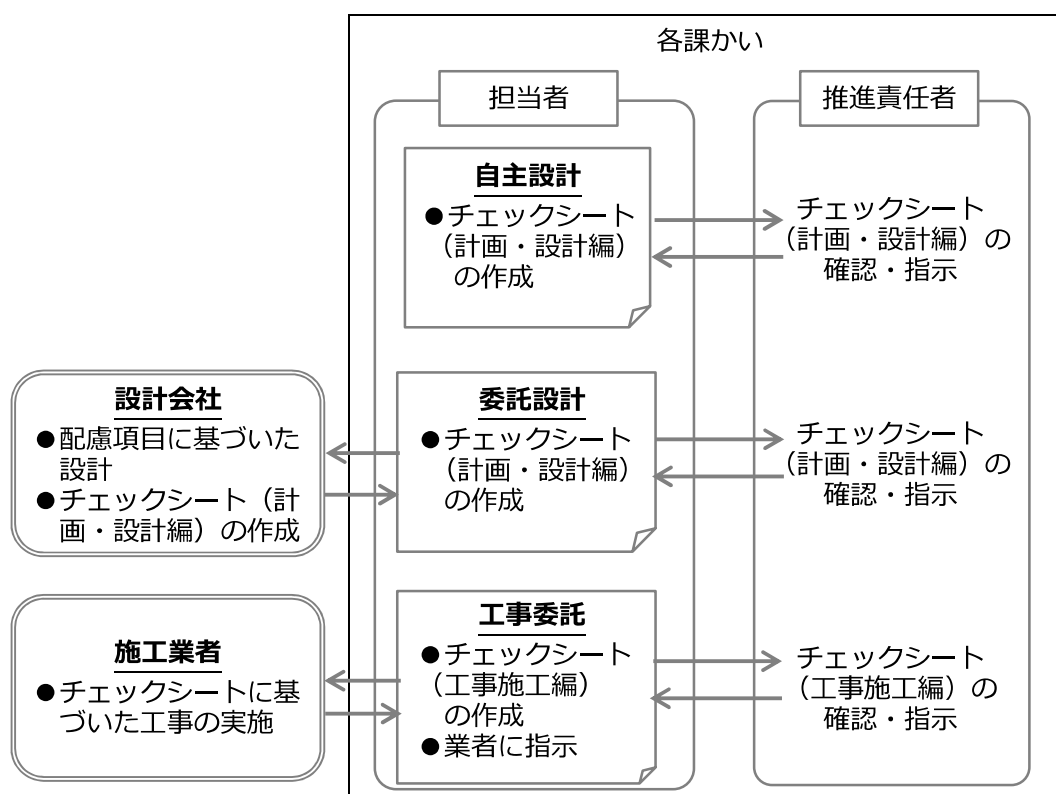
### 3. 対象

茅ヶ崎市が実施及び発注するすべての公共工事（ただし、緊急工事は除く）

### 4. 推進方法

- (1) 当初設計金額又は請負金額が500万円未満の公共工事の場合は、仕様書・契約書等で環境に配慮した公共工事を実施する旨規定するとともに、本マニュアルの配慮項目の写しを添付し、環境に配慮した公共工事の実施を励行してください。
- (2) 当初設計金額又は請負金額が500万円以上の公共工事の場合は、仕様書・契約書等で環境に配慮した公共工事を実施する旨規定するとともに、本マニュアルの配慮項目の写しを添付してください。また、環境に配慮した公共工事チェックシートを計画段階及び実施後に記入し、これに基づき環境に配慮した公共工事を実施してください。記入したチェックシートは工事請負・委託業務完成届等に添付し保管してください。

## 5. フロー（当初設計金額又は請負金額が500万円以上の公共工事）



## 6. 手順

### (1) 設計

#### 1-1 自主設計の場合

- ① チェックシート（計画・設計編）を作成する。
  - ・担当者は、配慮項目に基づき、設計に何を盛り込むか検討し、チェックシートの計画・構想欄を作成する。
  - ・担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
  - ・担当者は、設計完了後チェックシートの設計欄を作成するとともに、実際に設計に盛り込んだ内容、及び盛り込めなかった内容について理由を記入する。
  - ・担当者は推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
- ② チェックシートは、設計書に添付し、保管する。

#### 1-2 委託設計の場合

- ① 委託仕様書等に本マニュアルに基づき環境に配慮した設計をする旨記載するととも

に、本マニュアルの配慮項目の写しを添付する。

- ② チェックシート（計画・設計編）を業者に配布する。
  - ・ 配慮項目の内容を協議し、設計に何を盛り込むかを業者に指示する。
  - ・ 業者は、チェックシートの計画・構想欄を作成し、担当者へ提出する。
  - ・ 担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
  - ・ 業者は、設計完了後、チェックシートの設計欄を作成するとともに、実際に設計に盛り込んだ内容、及び盛り込めなかった内容について理由を記入し、担当者へ提出する。
  - ・ 担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
- ③ チェックシートは、設計書に添付し、保管する

## (2) 工事施工委託

- ① 委託仕様書等に本マニュアルに基づき環境に配慮した設計をする旨記載するとともに、本マニュアルの配慮項目の写しを添付する。
- ② チェックシート（工事施工編）を作成する。
  - ・ 担当者は、チェックシートの計画欄を作成する。
  - ・ 担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
  - ・ 担当者は、チェックシートを業者に渡し、環境に配慮した施工をするよう指示する。
  - ・ 施工終了後、業者はチェックシートの完了欄を作成するとともに、実際に配慮できた内容、及び配慮できなかった内容について理由を記入し、担当者へ提出する。
  - ・ 担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
- ③ チェックシートは、工事請負完成届等に添付し、保管する。

## 7. 環境配慮項目

様式 A：環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）

様式 B：環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）

## 環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）

## ○環境に配慮した事業計画の立案

◎計画・構想段階と設計後に、該当する記号を入れてください。

【計画・構想：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【設計：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

作成年月日： 令和9年4月1日

|      |                      |
|------|----------------------|
| 委託名  | 茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 |
| 課かい名 | 下水道河川部               |

|                              | 配慮項目                                           | 計画<br>構想 | 設計 | 計画通り配慮された項目の内容又は、配慮できなかった項目の理由を記載する |
|------------------------------|------------------------------------------------|----------|----|-------------------------------------|
| <u>省エネルギーの推進及び自然エネルギーの導入</u> |                                                |          |    |                                     |
| (1)                          | ソーラーシステムやパッシブソーラー等の省エネルギー及び新エネルギーシステムの導入に努めます。 | ／        |    |                                     |
| (2)                          | 施設規模によっては、コージェネレーションシステムの導入に努めます。              | ／        |    |                                     |
| (3)                          | ソーラーシステム導入の際には電力量計の設置に努めます。                    | ／        |    |                                     |
| (4)                          | 深夜電力を利用した空調システム等の導入に努めます。                      | ／        |    |                                     |
| (5)                          | キャノピースイッチの設置に努めます。                             | ／        |    |                                     |
| <u>エネルギーや資源の循環利用の推進</u>      |                                                |          |    |                                     |
| (6)                          | 施設敷地内の透水面の確保、雨水浸透ますの設置、歩道等における透水性舗装の整備に努めます。   | ／        |    |                                     |
| (7)                          | 施設の規模、用途等に応じて、雨水利用タンク、雨水貯留施設等の雨水利用設備の導入に努めます。  | ／        |    |                                     |

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

(別紙11-1)

|                                        | 配慮項目                                                                                 | 計画<br>構想 | 設計 | 計画通り配慮された項目の内容又は、配慮で<br>できなかった項目の理由を記載する |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|------------------------------------------|
| <u>維持管理のしやすさや解体時の環境への影響を配慮した構造等の採用</u> |                                                                                      |          |    |                                          |
| (8)                                    | 施設には、保守点検のしやすい構造、部品や設備等の交換、更新のしやすい構造の採用に努めます。                                        | ○        |    |                                          |
| (9)                                    | 施設には、将来の解体・撤去時に、廃材の発生が少なく、再利用可能な資材を用いた構造、騒音・振動・粉塵などの発生が少ない構造や資材の採用に努めます。             | ○        |    |                                          |
| <u>周辺環境への環境配慮</u>                      |                                                                                      |          |    |                                          |
| (10)                                   | 事業予定地及び周辺の自然環境や生態系に与える影響を最小限に止めます。                                                   |          |    |                                          |
|                                        | ① 事業予定地及び周辺の自然環境の状況把握に努めます。                                                          | ○        |    |                                          |
|                                        | ② 切土、盛土、樹木の伐採などは必要最小限に抑え、事業予定地の自然林や湿地などの自然環境をできる限り保全しながら活用する計画の立案に努めます。              | ○        |    |                                          |
|                                        | ③ 工期、工法等の検討に際しては、事業予定地及び周辺の生物の営巣や繁殖に影響を与えないよう注意します。                                  | ○        |    |                                          |
| (11)                                   | 可能な限り自然環境や生態系を復元・創造します。                                                              |          |    |                                          |
|                                        | ① 河川整備などに際しては、在来の素材や植物を用いるなど多自然型の整備に努めます。                                            | /        |    |                                          |
|                                        | ② 河川の整備済区間では、水生植物などの自然素材を活用した水質浄化に努めます。                                              | /        |    |                                          |
|                                        | ③ 工事や築造される施設が、生物の移動経路を横切る場合は、生物の移動が可能となるよう、構造の工夫に努めます。                               | /        |    |                                          |
|                                        | ④ 切土、盛土、樹木の伐採などを行った場合は、植樹をするなど、可能な限り工事前の自然環境の復元に努めます。                                | /        |    |                                          |
| (12)                                   | 施設の緑化を進めます。                                                                          |          |    |                                          |
|                                        | ① 道路整備に際しては、十分な歩道幅員を確保して緑化整備を進め、道路幅員に余裕のない区間においては、部分的な緑化や小広場の確保、沿道施設との一体的な緑地整備に努めます。 | /        |    |                                          |
|                                        | ② 河川改修に際しては、多自然型整備による緑化に努めます。                                                        | /        |    |                                          |
|                                        | ③ 小中学校やその他の公共施設において、施設敷地を活かして緑地帯、外周生け垣等を整備し、開放利用に努めます。                               | /        |    |                                          |

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

(別紙11-2)

|      | 配慮項目                                                      | 計画<br>構想 | 設計 | 計画通り配慮された項目の内容又は、配慮で<br>きなかった項目の理由を記載する |
|------|-----------------------------------------------------------|----------|----|-----------------------------------------|
|      | ④ 植栽する樹木は、市の推奨樹木とするように努めます。                               | ／        |    |                                         |
|      | ⑤ 周辺の自然林と連続するような場所に新たに植栽する場合は、在来の植生を乱すような植物は植栽しないように努めます。 | ／        |    |                                         |
| (13) | 周辺の生活環境等の悪化を可能な限り防ぎます。                                    |          |    |                                         |
|      | ① 土地利用や施設の構造は、歩行者や自動車交通に配慮して地域分断等の生じにくいものとするように努めます。      | ／        |    |                                         |
|      | ② 駐車場の出入口等は、地域住民の交通に支障のない位置、構造とするように努めます。                 | ／        |    |                                         |
|      | ③ 土地利用や施設の構造は、騒音又は振動の発生しにくいものとするように努めます。                  | ／        |    |                                         |
|      | ④ 土地利用や施設の構造は、周辺への電波障害の発生しにくいものとするように努めます。                | ／        |    |                                         |
|      | ⑤ 土地利用や施設の構造は、ビル風など風害の発生しにくいものとするように努めます。                 | ／        |    |                                         |
|      | ⑥ 土地利用や施設の構造は、周辺住宅や農地などへの日照に配慮するように努めます。                  | ／        |    |                                         |
|      | ⑦ 外部照明は、位置、方向に注意し、光害の生じにくいものとするように努めます。                   | ／        |    |                                         |
|      | ⑧ 地下水の採取に注意し、周辺の地盤沈下等を防ぐように努めます。                          | ○        |    |                                         |
| (14) | 周辺環境と調和した施設景観を確保します。                                      |          |    |                                         |
|      | ① 施設の配置、構造、色彩等は、周辺の環境と調和したものとし、良好な施設景観の確保に努めます。           | ／        |    |                                         |
|      | ② 高盛土や深切土をできるだけ行わず、周辺環境に調和した造成計画に努めます。                    | ／        |    |                                         |
| (15) | 誰もが安心して親しみの持てる施設整備を進めます。                                  |          |    |                                         |
|      | ① すべての人が安心して自由に活動できるよう公共施設のバリアフリー化を推進します。                 | ／        |    |                                         |

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

(別紙11-3)

|      | 配慮項目                                                                                    | 計画<br>構想 | 設計 | 計画通り配慮された項目の内容又は、配慮で<br>きなかった項目の理由を記載する |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|-----------------------------------------|
|      | ② 河川整備に際しては、堤防の緩傾斜化、川の自然や歴史に関する案内板の設置などに努め、川とその周辺を、憩いの場、学習の場、遊びの場として活用するように努めます。        | /        |    |                                         |
|      | ③ 生活道路の整備に際しては、幅員6m以上の確保に努める。幅員6m以上の確保が困難な場合は、有効幅員4m以上を確保し、車の待機場所などを設けたスポット型道路の整備に努めます。 | /        |    |                                         |
|      | ④ 自動車、自転車、歩行者等の交通量の多い道路で、歩車道が分離されていない区間においては、歩道の連続性の確保に努めます。                            | /        |    |                                         |
|      | ⑤ 地区を定めて、自動車交通を制御する道路構造の工夫や交通誘導の実施、歩道の確保、緑化等の総合的な推進に努めます。                               | /        |    |                                         |
| (16) | 施設等には、市民等の活動を支援できる機能を付加し、教育・啓発・学習に利用できるよう配慮します。                                         |          |    |                                         |
|      | ①市民等が環境保全やその他の活動を自主的に行うことを支援するため、施設の用途等に応じ、オープン利用スペースや情報コーナー等の整備を検討します。                 | /        |    |                                         |
|      | ②施設や施設のある土地、施設周辺の土地などの機能や自然、歴史などに関する案内板の設置などに努め、施設とその周辺を学習の場として活用することに努めます。             | /        |    |                                         |
|      | ③施設やその周辺の土地・施設等を利用した学習講座の開催などの機能を施設に付加することに努めます。                                        | /        |    |                                         |

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

(別紙11-4)

## 環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）

## ○環境に配慮した事業計画の立案

◎計画段階と完了後に、該当する記号を入れてください。

【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

作成年月日： 令和9年4月1日

|      |                      |
|------|----------------------|
| 委託名  | 茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 |
| 課かい名 | 下水道河川部               |

|     | 配慮項目                                              | 計画 | 完了 | 計画通り配慮された項目の内容又は、<br>配慮できなかった項目の理由を記載する |
|-----|---------------------------------------------------|----|----|-----------------------------------------|
|     | <a href="#">環境への負荷の少ない資材や工法の採用</a>                |    |    |                                         |
| (1) | 環境負荷の少ない資材を活用します。                                 |    |    |                                         |
|     | ① 自然素材の利用に努めます。                                   | ○  |    |                                         |
|     | ② 再生品等の使用拡大に努めます。                                 | ○  |    |                                         |
|     | ③ 再生砕石、再生粒度調整砕石、コンクリート塊等の再生砂等の使用に努めます。            | ○  |    |                                         |
|     | ④ 再生合板、プラスチック再生品の使用に努めます。                         | ○  |    |                                         |
|     | ⑤ 人体に悪影響を及ぼす疑いのある化学物質の使われた資材の使用を可能な限り避けます。        | ○  |    |                                         |
| (2) | コンクリート用型枠について、熱帯材の使用を抑制します。                       |    |    |                                         |
|     | ① 型枠の再利用回数の増加に努めます。                               | ○  |    |                                         |
|     | ② 型枠の材料として、熱帯材の使用は控え、再生産可能な木材又は木材以外の材料の使用拡大に努めます。 | ○  |    |                                         |

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

(別紙12-1)

|                                 | 配慮項目                                                              | 計画 | 完了 | 計画通り配慮された項目の内容又は、<br>配慮できなかった項目の理由を記載する |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----|----|-----------------------------------------|
| (3)                             | 建設廃棄物の発生が少ない工法の採用や資材の使用に努めるとともに、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認します。           |    |    |                                         |
|                                 | ① 建設廃棄物の発生が少ない工法の採用や資材の使用に努めます。                                   | ○  |    |                                         |
|                                 | ② 建設廃棄物の適正処理を業者に指示するとともに、適正に処理されたことを確認します。                        | ○  |    |                                         |
|                                 | ③ 廃材等を焼却する際は、むやみに焼却せず、適正な施設に搬入して焼却します。                            | ○  |    |                                         |
|                                 | ④ 現場作業員の飲食等による生活系の廃棄物（空き缶、弁当空箱等）についても、適正な分別による処理を業者に指示し、結果を確認します。 | ○  |    |                                         |
| (4)                             | 建設副産物は、現場内利用や他工事での活用などできる限り再利用します。                                |    |    |                                         |
|                                 | ① 工事現場や他の工事で発生した土砂などの建設副産物をできるだけ再利用するように努めます。                     | ○  |    |                                         |
|                                 | ② 建設発生土などの建設副産物の再利用のため、ストックヤードの確保に努めます。                           | ○  |    |                                         |
| <u>騒音、振動、粉塵、排煙、排気ガス等の低減・抑制</u>  |                                                                   |    |    |                                         |
| (5)                             | 低騒音・低振動型の建設機械を使用します。                                              | ○  |    |                                         |
| (6)                             | 防塵ネットの設置、工事用車両への粉塵飛散防止シートの装着、タイヤ洗浄設備の設置等により、工事に伴う粉塵の防止に努めます。      | ○  |    |                                         |
| (7)                             | 工事に伴う排煙・排気ガスの低減に努めます。                                             | ○  |    |                                         |
| <u>泥水・汚濁水の流出の防止・土壌や地下水の汚染防止</u> |                                                                   |    |    |                                         |
| (8)                             | 土砂等の仮置場からの流出防止に努めます。                                              | ○  |    |                                         |
| (9)                             | 濁水処理施設や沈砂池の設置、その他の設備の設置等により、工事に伴う汚濁水の流出防止に努めます。                   | ○  |    |                                         |
| <u>交通の安全確保</u>                  |                                                                   |    |    |                                         |
| (10)                            | ガードフェンスの設置や交通誘導員の配置により、周辺住民の交通の安全を確保します。                          | ○  |    |                                         |

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

(別紙12-2)

## 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、茅ヶ崎市が発注する工事に適用する。

### I. 総則

#### 1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設副産物  
実態調査 建設工事に伴って発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土などの副産物の発生量や再資源化(リサイクル)の実態を把握することを目的とした統計調査。
- (2) コブリス・プラス 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)や各種法令に基づく「建設副産物」の搬出入計画、実施結果の報告をオンラインで一元管理できるWebシステム。
- (3) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (4) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (5) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の廃棄物に該当するものをいう。
- (6) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (7) 建設資材廃棄物 建設資材が廃掃法上の廃棄物となったものをいう。
- (8) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (9) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (10) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (11) 分別解体等
  - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
  - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (12) 再資源化
  - ア 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
  - イ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (13) 対象建設工事 以下に該当する工事をいう。
  - ・床面積の合計が80㎡以上となる建築物の解体工事
  - ・床面積の合計が500㎡以上となる建築物の新築・増築工事
  - ・請負代金の額が1億円以上となる建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)
  - ・請負代金の額が500万円以上となる建築物以外の工作物の工事(土木工事等)
- (14) 特定建設資材 コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。

- (15) 特定建設資材廃棄物 特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (16) 建設発生木材等 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (17) 建設リサイクル資材 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。
- (18) 再生資源利用計画(実施)書 建設資材を工事現場に「搬入」して利用する場合に作成。工事着手前に「計画書」を、工事完了後に「実施書」を作成し、監督員へ提出。
- (19) 再生資源利用促進計画(実施)書 建設副産物を現場外へ「搬出」する場合に作成。工事着手前に「計画書」を、工事完了後に「実施書」を作成し、監督員へ提出。

## II. 建設副産物の取扱いに関する事項

建設工事の施工にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

### 1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、監督員との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

#### 《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次の事項を行うこと。
  - ア 次項Ⅲ. に基づきコブリス・プラスに工事情報を登録すること。
  - イ コブリス・プラスから出力する等をして、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
  - ウ 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は、公衆の見えやすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (3) 建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下、「資源有効利用促進法」という。)に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ及びウと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

#### 《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。  
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

## 《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

## 《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
  - ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂(RC-10)の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。  
 なお、受注した工事において再生砕石等を使用する場合は、再生資源利用計画書を添付した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。
  - イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境に配慮した公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。
  - ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード(ストランドボード)等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

## 2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃掃法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

## 《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。
  - ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
  - イ 耐久性の高い建築物等の建築等
  - ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
  - エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用
  - オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

## 《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者(監理技術者)、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に建設業の許可票又は、解体工事業登録票を掲げること。
- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
  - ア 建設廃棄物と建設発生土
  - イ 一般廃棄物(飲料の空缶や弁当がら、刈草等)と産業廃棄物(伐木材・伐根材等)
  - ウ 特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト廃棄物等)と再資源化できる産業廃棄物
  - エ 安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等)と管理型産業廃棄物(燃え殻、木くず、廃石膏ボード等)
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

## 《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬出するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照)
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬出すること。  
その際には、当該指定工場に搬出することを明記した再生資源利用促進計画書を添付した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることを。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬出すること。  
その際には、当該指定事業者へ搬出することを明記した再生資源利用促進計画書を添付した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることを。
- (8) 土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の受注者等に交付すること。
- (9) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

### 《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、受注者は、排出事業者として自らの責任において、廃掃法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
  - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
  - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
  - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

### 3 施工の完了後に行う事項

- (1) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を記録し、コブリス・プラスから出力する等をして、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」及び確認結果票は、工事完成日から5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を監督員に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。  
なお次項Ⅲ.に基づきコブリス・プラスに工事情報を登録した場合は、上記の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。
- (4) 建設工事で発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、コンクリート塊等処理指定工場への搬出完了後、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。
- (5) 建設工事で発生した建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、建設発生木材等の指定施設への搬出完了後、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

上記(1)から(5)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

### Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

再生資源利用量及び建設副産物についての発生量の実態把握について定める。

- 1 受注者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終契約額が100万円以上(税込)の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順に基づき登録する。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割額を入力し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを入力する。

なお、表1に示す建設資材の搬入又は建設副産物の搬出が全くない場合は、県による調査の対象外となるためコブリス・プラスへの登録は不要となるが、約5年に一度の国による調査(センサス)が実施される場合は、例外なく最終契約額が100万円以上の工事を登録する。

本調査の対象品目は、表1のとおりである。

表1 調査対象品目

| 対象        | 調査対象品目                          | 備考                                                               |
|-----------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 搬入する建設資材  | コンクリート                          |                                                                  |
|           | コンクリート及び鉄から成る建設資材               |                                                                  |
|           | 木材                              |                                                                  |
|           | アスファルト・コンクリート                   |                                                                  |
|           | 土砂                              |                                                                  |
|           | 砕石                              |                                                                  |
|           | 塩化ビニル管・継手                       |                                                                  |
|           | 石膏ボード                           |                                                                  |
|           | その他の建設資材                        |                                                                  |
|           |                                 |                                                                  |
| 搬出する建設副産物 | コンクリート塊                         |                                                                  |
|           | 建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの) | 建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。                                  |
|           | アスファルト・コンクリート塊                  |                                                                  |
|           | その他がれき類                         |                                                                  |
|           | 建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)     | 建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。 |
|           | 建設汚泥                            |                                                                  |
|           | 混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)               | 現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。               |
|           | 金属くず                            |                                                                  |
|           | 廃塩化ビニル管・継手                      |                                                                  |
|           | 廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)          |                                                                  |
|           | 廃石膏ボード                          |                                                                  |
|           | 紙くず                             |                                                                  |
|           | アスベスト(飛散性)                      |                                                                  |
|           | その他の分別された廃棄物                    |                                                                  |
|           | 第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)      |                                                                  |
|           |                                 |                                                                  |

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、受注者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ<https://fkplus.jacic.or.jp/>からコブリス・プラスにログインする。  
システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること(動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1)及び、「■受注者向け(動画)」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(計画)を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に「再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書」(最終データに修正)を作成する。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (5) 「再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書のダウンロード」から、当該様式(実施)を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

### 3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

#### 9.レンジオーバー

(発生箇所:工事概要)

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

#### 19.不整合

(発生箇所:様式1土砂、様式2建設発生土)

「様式1の土砂(現場内利用量)」と「様式2の建設発生土(現場内利用量)」の両方に設計書に対応した数値を修正登録。

(発生箇所:様式1碎石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1の碎石(現場内利用量)」=「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。

#### 25.リサイクル率対象外

(発生箇所:様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生木材A、B)

原則として、搬出先は県土整備局の指定事業者の指定施設(再資源化施設)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生土(第一種～第四種、浚渫土))

原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。

## 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

## (趣 旨)

第 1 条 この特記仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書等に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (適 用)

第 2 条 市が発注する工事で、舗装版の切断作業に適用する。

## (処理方法)

第 3 条 舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

## (条 件)

第 4 条 受託者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

2 受託者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

## (提出書類等)

第 5 条 受託者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受託者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受託者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受託者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受託者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、市に提示しなければならない。

## (その他)

第 6 条 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途市と協議するものとする。

## 公共建設発生土処理に係る特記仕様書

本工事から発生する建設発生土については、下記により処理すること。  
受託者は、契約締結後に必ず受入地と事前打合せを行うこと。

### 1. 受入場所

- ・ 受入地等の名称 : 赤羽根公共建設発生土受入地
- ・ 場 所 : 茅ヶ崎市赤羽根4021-1外（第1搬入場所）  
茅ヶ崎市赤羽根3853外（第2搬入場所）  
茅ヶ崎市赤羽根3916-4外（第3搬入場所）

### 2. 受入条件

- ・ 搬入可能日 : 原則として、月曜日～金曜日（祝祭日、旧盆、年末年始は除く。）とします。
- ・ 搬入時間 : 8:00～12:00及び13:00～17:00とします。
- ・ 土質条件 : 第1種～第3種建設発生土
- ・ 受入単価 : 搬入時の公共建設発生土の搬入料金とする。

### ダンプトラック1台当り換算

| 車 種  | 積載土量<br>(地山)         | 備 考                                              |
|------|----------------------|--------------------------------------------------|
| 2t車  | 1.111 m <sup>3</sup> | 土砂の単位体積重量<br>は、1.8 t / m <sup>3</sup> として<br>計算。 |
| 3t車  | 1.666 m <sup>3</sup> |                                                  |
| 4t車  | 2.222 m <sup>3</sup> |                                                  |
| 8t車  | 4.444 m <sup>3</sup> |                                                  |
| 10t車 | 5.277 m <sup>3</sup> |                                                  |

※ 土砂搬入整理券発行枚数は、原則として搬入対象地山土量を使用車種別に積載土量で除し、小数点以下を切り上げた整数枚とする。ただし、現場から発生する土砂の単位体積重量が1.8t/m<sup>3</sup>と著しく異なること等により、これによりがたい場合は市と協議することとする。

### 3. 土質区分

建設発生土の土質区分は、「発生土利用基準について（平成18年8月10日国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）」によるものとします。

4. 受託者は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に「確認届（受入地・仮置場）」（様式1）を施工計画書または工事打合せ簿により市へ提出すること。

5. (1) 受託者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）」に基づく再生資源利用促進計画書（以下、計画書という。）及び、再生資源利用促進実施書（以下、実施書という。）を提出すること。

なお、記載内容は神奈川県建設発生土入力方法統一基準により次のとおりとします。

| 搬出先名称                 | 区分 | 施工条件の内容                            | 搬出先住所              | 搬出先の種類                                                   |
|-----------------------|----|------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------|
| 赤羽根<br>公共建設発生土<br>受入地 | 民間 | 1. 指定利用等A<br>(発注時に搬出先を<br>指定されたもの) | 茅ヶ崎市赤羽根<br>4021-1外 | 6. スtockヤード<br>(工事予定地含む)<br>(再利用の目的がある)<br>(国登録Stockヤード) |

(2) 建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、受託者は「土壌汚染対策法等手続の確認フロー」（様式2）（以下、確認フローという。）及び「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」（様式3）（以下、確認結果票という。）を基に、確認結果票に工事名等を記載し、施工計画書または工事打合せ簿により市へ提出すること。

(3) 受託者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、市に提出し説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、市が求めた場合は通知結果を提示すること。

- (4) 受託者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (5) 受託者は、計画書・確認結果票・確認フロー・実施書を工事完成日から5年間保存すること。
- (6) 受託者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書(別紙「参考様式」)の交付を求めること。  
また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。  
なお、市が求めた場合は提示すること。

#### 6. 搬入手続

受託者は、「公共建設発生土搬入(変更)申込書」を作成し、監督員の証明及び本市公共建設発生土担当者(契約検査課工事担当)の確認を受けた後、藤沢土木協同組合へ提出し発行される土砂搬入整理券により搬入するものとします。

なお、当該申込書を提出するときは、監督員が確認した「土砂検定調書」(様式1)と「土壌簡易検査調書」(様式A)又は「検定試験結果証明書」(様式2)及び付属の写しを添付してください。

藤沢土木協同組合 連絡先 藤沢市鵜沼石上二丁目6番10号

TEL 0466-26-5060 FAX 0466-26-9041

#### 7. 搬入報告

受託者は、本工事で発生した建設発生土を指定受入地へ搬入を完了したときは、藤沢土木協同組合が発行する「公共建設発生土搬入証明書」を市に提出してください。

- 8. 受託者は、「土壌の汚染に係わる環境基準について(平成3年8月23日環境庁告示第46号)」、「土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年10月17日条例第35号)」、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年3月16日条例第3号)」等の関係法令等に従い適正な処理を実施するとともに、土砂検定基準については、神奈川県の「県土整備局工事に係る土砂検定基準(平成21年4月1日施行)(令和4年4月1日改正)」に準拠するものとします。

## 確 認 届(受入地・仮置場)

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所  
受注者 会 社 名  
代 表 者 名  
電 話

| 工事名 | 処理方法 | 指定A・指定B・確認 |
|-----|------|------------|
|-----|------|------------|

私は上記工事の建設発生土 受入地・仮置場 について、公共建設発生土処理に係る特記仕様書記載事項に基づき、適法であることを確認しました。

| 内 容           |                                                                                  |                                       |  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 受入地等所在地（地番まで） |                                                                                  |                                       |  |
| 事業等区分         | ・土地区画整理事業 ・砂利及び岩石採取事業 ・土地改良事業<br>・開発行為（ ） ・農地転用 ・農地一時転用<br>・その他（ ） ※該当するものに丸を付ける |                                       |  |
|               | 許可指令番号等                                                                          | 事業期間                                  |  |
| 事業地           | 管理者                                                                              | (社名 代表者等)                             |  |
|               | 住所                                                                               | 連絡先                                   |  |
| その他           | 地権者氏名                                                                            | 住所：                                   |  |
|               | 地 目                                                                              | 電話：                                   |  |
| 地山土量 ・ 運搬距離   |                                                                                  | m <sup>3</sup> k m                    |  |
| 受入料金 ・ 搬入期間   |                                                                                  | (税別) 円/m <sup>3</sup> ・ R . . ～ R . . |  |

- 備 考・ 運搬経路図及び受入地・仮置場の行為範囲を明示した明細地図、許可証の写し、現況写真(搬入前)を添付すること。
- ・ 搬入完了後の、監督員による現地確認状況写真を工事写真帳に添付すること。
  - ・ 受入料金とは、運搬費を含まない処理料金のみ記載とする。
  - ・ 仮置場を利用する場合の運搬距離の記載は、仮置場の確認届には現場から仮置場までの距離、受入地の確認届には仮置場から受入地までの距離を記載する。
  - ・ **仮置場を利用しない場合において、「赤羽根公共建設発生土受入地」または「芹沢公共建設発生土受入地」を指定受入地として運搬する場合は、確認届（受入地・仮置場）の作成、提出を省略することができる。**
  - ・ 発注者の調査結果で不適当と判断された場合は再提出となるので、現地への搬入は決裁の確認をしてから行うこととする。

-----  
上記の確認届の内容について調査したところ、以下のとおりです。

年 月 日

監督員：

・ 各法令担当機関への確認結果[農地法・森林法・市町村条例・その他（ ）]

・ 現地調査結果（調査年月日： 年 月 日）

# 土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)

| 結果区分 | 確認結果        |
|------|-------------|
| ②    | 手続確認済(搬出可能) |
| (備考) |             |

**【補足事項】**

- ・ フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を「○」で囲んでください。
- ・ 本フローは確認結果票とともに記録・保存すること。
- ・ 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる。
- ・ 結果区分が②の場合には、搬出にあたって土砂検定試験の実施など受入条件に従うこと。
- ・ 詳細は「確認結果票作成にあたっての解説(土壌汚染対策法等の手続き確認等編)」を参照すること。  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx)

※1 土壌汚染対策法に関する茅ヶ崎市内の区域指定状況については茅ヶ崎市HPを参照すること。  
 ※2 県条例に関する茅ヶ崎市内の公表については茅ヶ崎市HPを参照すること。  
 〈県条例〉神奈川県生活環境の保全等に関する条例 茅ヶ崎市HP  
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/kogai/1003516/1003546.html>

## 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

|            |  |
|------------|--|
| 工 事 名      |  |
| 元請建設工事事業者等 |  |
| 作成・更新年月日   |  |

### 土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認結果

| 工区等 | 結果区分 | 確認結果        |
|-----|------|-------------|
|     | ②    | 手続確認済(搬出可能) |
|     |      |             |
|     |      |             |

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

### 建設発生土の搬出先確認結果

| No | 搬出先名称        | 確認結果  | 詳細                                                                |
|----|--------------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 1  | 赤羽根第1ストックヤード | 盛土許可等 | 盛土規制法第21条届出<br>令和7年4月16日届出(茅ヶ崎市)<br>国交省登録ストックヤード第14000038-140001号 |
| 2  | 赤羽根第2ストックヤード | 盛土許可等 | 盛土規制法第21条届出<br>令和7年4月16日届出(茅ヶ崎市)<br>国交省登録ストックヤード第14000038-140002号 |
| 3  | 赤羽根第3ストックヤード | 盛土許可等 | 盛土規制法第21条届出<br>令和7年4月16日届出(茅ヶ崎市)<br>国交省登録ストックヤード第14000038-140003号 |
| 4  |              |       |                                                                   |
| 5  |              |       |                                                                   |
| 6  |              |       |                                                                   |
| 7  |              |       |                                                                   |
| 8  |              |       |                                                                   |
| 9  |              |       |                                                                   |
| 10 |              |       |                                                                   |
| 11 |              |       |                                                                   |
| 12 |              |       |                                                                   |
| 13 |              |       |                                                                   |
| 14 |              |       |                                                                   |
| 15 |              |       |                                                                   |
| 16 |              |       |                                                                   |
| 17 |              |       |                                                                   |

・受注者は、本票を監督員と確認し、作成すること。

(受領書記載例)

(例: 受入地の場合)

令和●年●月●日

(搬出元: 受注者)

●●●建設㈱

●●●殿

(受領先)

○○○受入地

責任者(※) ○○○

## 土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地  
 ○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設㈱

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設㈱  
 ●●●建設工事(工事名)  
 ●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 盛土利用等 第1種建設発生土●●●m<sup>3</sup>(地山m<sup>3</sup>)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

(受領書記載例)

(例: 中継基地の場合)

令和●年●月●日

(搬出元: 受注者)

●●●建設㈱

責任者(※) ●●●殿

(受領先)

○○○受入地

責任者(※) ○○○

## 土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地  
 ○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設㈱

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設㈱  
 ●●●建設工事(工事名)  
 ●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 一時堆積 第1種建設発生土●●●m<sup>3</sup>(地山m<sup>3</sup>)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条(管理体制の整備)」により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

## 「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、本業務で実施する検定試験に適用され、必要な事項について定めるものである。

### 第2条（検定試験）

検定試験とは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する土壤汚染に係る調査をいう。

### 第3条（調査対象等）

受注者は、下記の事項を監督員に確認してから試料採取を行うこと。

- （1）調査対象の位置及び範囲
- （2）調査対象面積
- （3）試料採取位置と検体の作成方法
- （4）調査対象物質

### 第4条（調査方法）

検定試験は、原則として、以下の方法により実施すること。

## ■ 河川等において土砂を掘削して搬出する工事

### （1）試料採取位置の選点

- 図Aを参考に、流下方向に5.0m毎、横断方向に5.0m毎に1箇所となるよう単位区画を設定し、その中央に試料採取位置を選点する。
- 試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）
- 上記の方法により難い場合は、搬出土量900m<sup>3</sup>毎に1試料を採取する。

### （2）試料採取と検体の作成

- 上記（1）で選点した試料採取位置において、表層（地表から深さ5cm）及び深さ5～50cmの土壤をそれぞれ分けて均等に採取し、等量（重量）ずつ混合してそれぞれの区画（例：図Aの場合、No.1L～No.5L及びNo.1R～No.5Rの10区画）を代表する試料とする。
- 検定試験は、それぞれの区画を代表する試料を1検体として実施する。
- 各区画で採取した試料を、5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。  
（例）図Aの場合、No.1L～No.5Lを混合→検体L、No.1R～No.5Rを混合→検体R

### （3）写真撮影（写真撮影例）参照

- 試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
- 各試料採取地点を写真撮影すること。（採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）

### （4）検定機関

検定試験は、以下に該当する機関が実施すること。

- 公共機関
- 土壤汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関
- 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録を受けた事業者

### （5）検定試験

上記（2）で作成した検体について、溶出量調査については平成15年環境省告示18号に定める方法で、含有量調査については平成15年環境省告示第19号に定める方法で調査してください。試験項目や基準値は、別表1、別表2のとおりとする。

## (6) 報告書作成

- 報告書の項目は、以下のとおりとする。
  - 1) 調査対象地の位置図
  - 2) 調査対象面積及び区画図
  - 3) 検定試験結果証明書（様式2）
  - 4) 写真
    - 「検定試験結果証明書」（様式2）の「合否」欄について、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合には「否」を記入すること。
    - 報告書は、部提出すること。

## (7) その他

- 検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」（様式2）を用いて報告すること。
- 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

■ 河川等以外において土砂を掘削して搬出する工事

## (1) 試料採取位置の選点

- ア) 図Bを参考に、掘削面積900㎡毎に単位区画を設定して、5箇所の試料採取位置を均等に選点する。  
 また、試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）

- イ) 下記①、②に該当する工事など、土壤に汚染をもたらす有害物質の使用施設、保管施設の場所等、使用状況を明確に把握できる場合は、「土壤汚染のおそれの区分の分類」に応じて単位区画を設定し、試料採取位置を選点することができる。

詳細は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（「環境省 水・大気環境局 土壤環境課」）第2章2.3「調査対象地の土壤汚染のおそれの把握」及び2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、監督員（調査職員）と協議すること。

- ① 下水処理場、清掃工場、衛生試験場、研究施設等の公共施設内での工事
- ② 調査時点で当該事業場が操業中であるなど、土壤汚染をもたらす有害物質の使用状況を確認できる資料や正確な情報を得られる聞き取り対象者がいる場合

■ 「土壤汚染のおそれの区分の分類」と「単位区画の設定頻度」

| 番号 | 土壤汚染のおそれの区分                           | 単位区画の設定 | 試料採取、検体作成の頻度                       |
|----|---------------------------------------|---------|------------------------------------|
|    | 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（2又は3以外の土地） | 100㎡毎   | 単位区画毎に試料採取し、検体を作成する。               |
|    | 〃 おそれが少ないと認められる土地                     | 900㎡毎   | 単位区画毎に5箇所で試料採取し、検体を作成する。（5地点均等混合法） |
|    | 〃 おそれがないと認められる土地                      | 設定しない   | 試料採取しない                            |

- ウ) 上記ア)、イ)により難しい場合は、搬出土量900㎡毎に1試料を採取する。

## (2) 試料採取と検体の作成

- 上記(1)で選点した試料採取位置において、表層(地表から深さ5cm)及び深さ5～50cmの土壌をそれぞれ採取して均等(重量)に混合し、当該地点の試料とする。
- さらに、単位区画毎に各試料を均等(重量)に混合し、それぞれの区画を代表する検体とする(5地点均等混合法)。  
(例) 図Bの場合、〔単位区画a〕No.1～No.5の試料を混合→検体a、〔単位区画b〕No.1'～No.5'の試料を混合→検体b
- 地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合やアスファルト等の下に碎石や砂利がある場合には、それらを除いた土壌表面を基準に採取深度を設定する。
- 検定試験は、それぞれの区画を代表する検体毎に行う。

## (3) 写真撮影

- 試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
- 各試料採取地点を写真撮影すること。(採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
- 各試料採取後、各単位区画の中央の地点に5点分の試料をまとめ、写真撮影すること。

(4) 検定機関 「■河川等において土砂を掘削して搬出する工事」 (4)と同じ

(5) 検定試験 " (5)と同じ

(6) 報告書作成 " (6)と同じ

## (7) その他

- 検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」(様式2)を用いて報告すること。
- 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

## 第5条(その他)

この特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員(調査職員)と協議するものとする。

図 A

※ 偏らないよう採取地点 (No.1R～No.5R及びNo.1L～No.5L) を決定する。

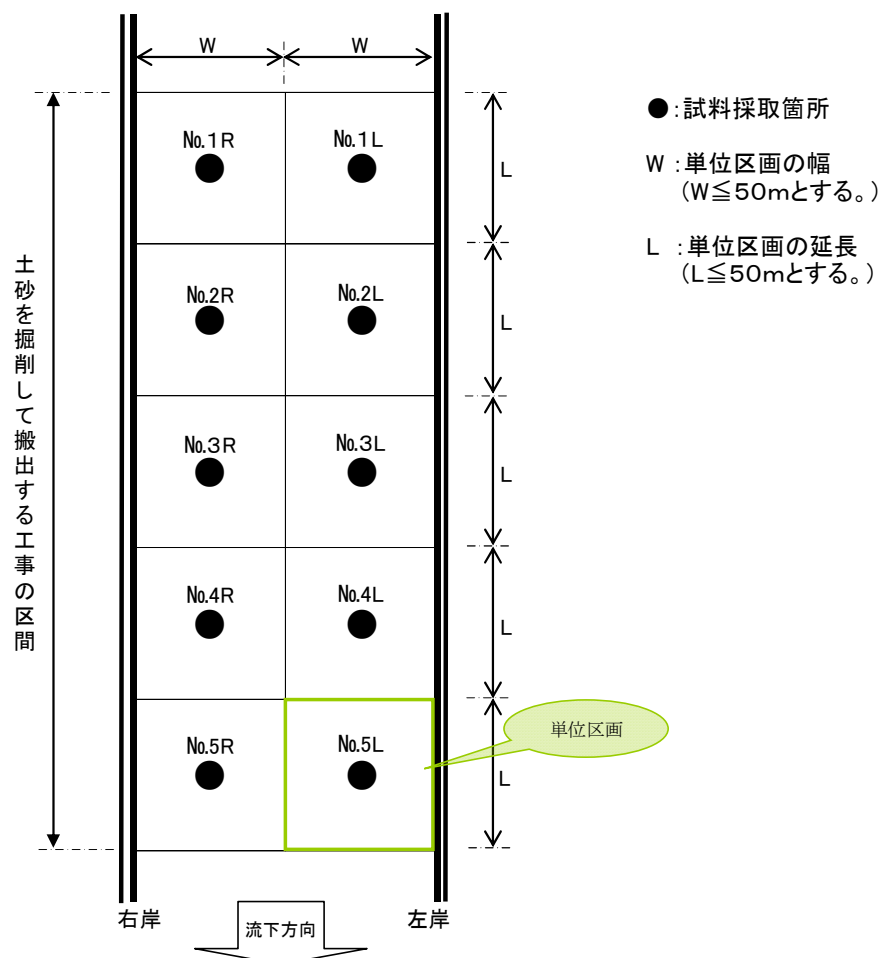
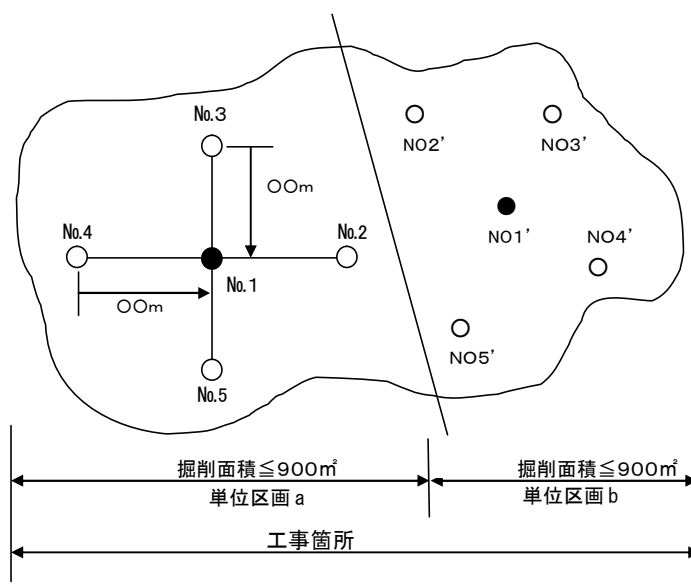


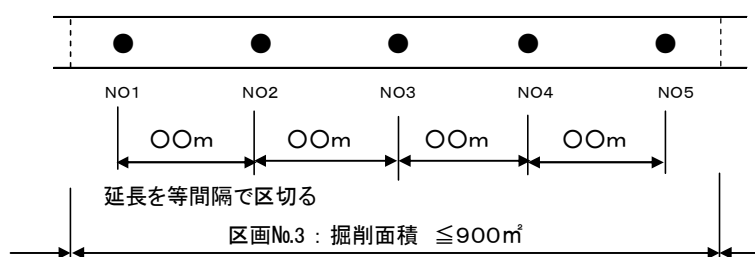
図 B

(面的な整備の工事の場合)

※ 偏らないよう採取地点 (No.1～No.5) を決定する。

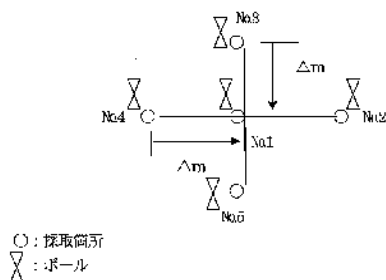


(延長が長い工事の場合)



## 写真撮影例（図Bの場合）

## 全 体 を 撮 影

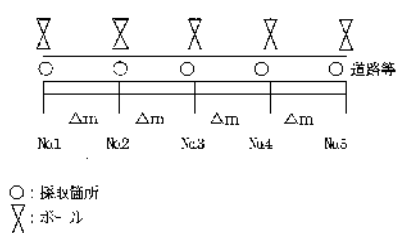


## (1) 現場が広い場合

No.1～No.5にポールを立て、全体を撮影する。

1枚で写真が納まらない場合については、分割可とする。

## 全 体 を 撮 影



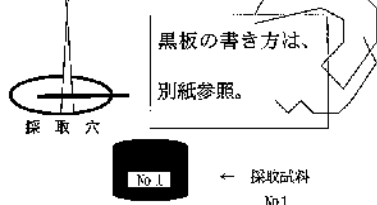
## (2) 延長が長い場合

No.1～No.5にポールを立て、全体を撮影する。

1枚で写真が納まらない場合については、分割可とする。

## No.1にて撮影

ポールやメータースタップを採取穴に、深さが分るように挿す。

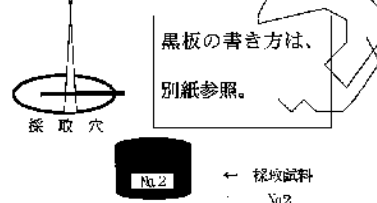


## (3) 各試料採取箇所にて撮影する。

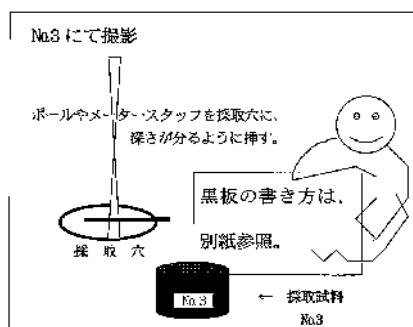
草が繁茂している場合は、採取穴が確認できるように草を刈ること。

## No.2にて撮影

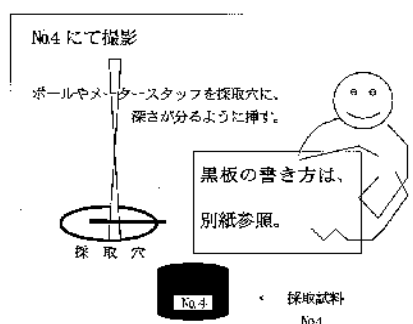
ポールやメータースタップを採取穴に、深さが分るように挿す。



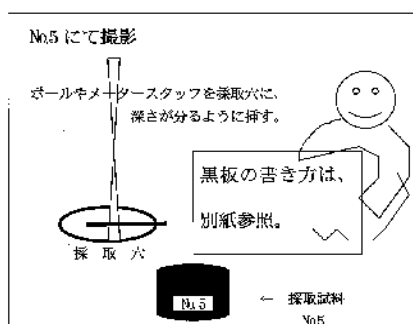
## (4) No.1と同様に撮影



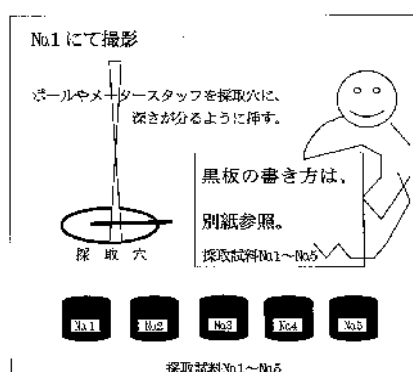
(5) No.1と同様に撮影



(6) No.1と同様に撮影



(7) No.1と同様に撮影



(8) No.1の採取箇所にて、採取試料No.1～No.5を並べて撮影する。

※写真は、全部で7枚。  
(全景が分割の場合は違います)

## ④黒板の記入例について

## 地質分析試料採取状況写真用黒板（例）

|                   |                   |          |
|-------------------|-------------------|----------|
| 工事件名              | 〇〇年度 〇〇工事 公共(その〇) |          |
| 路線・河川・区域名         | 〇〇川               |          |
| 工事場所              | 〇〇市〇〇地内           |          |
| 試料採取場所            | No.1 GL -0.3m     |          |
| 採取日の天候            | 晴れ、曇り             |          |
| 地質分析試料採取状況        |                   |          |
| 地質分析試料採取者         |                   |          |
| 所属                | (株)〇〇〇〇           |          |
| 氏名                | △△△△              |          |
| 採取年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |                   |          |
| 施工者               | (株)〇〇工業           | 立合者 〇〇〇〇 |

別表1 【溶出量基準】

| 項 目          | 基 準                             | 測 定 方 法                                                                                                       |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 検液 1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること | 日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法                                                               |
| 六価クロム化合物     | 検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること  | 規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。） |
| クロロエチレン      | 検液 1 L につき0.002mg 以下であること       | 平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法                                                                  |
| シマジン         | 検液 1 L につき 0.003mg 以下であること      | 昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表6の第1又は第2に掲げる方法                                          |
| シアン化合物       | 検液中にシアンが検出されないこと                | 規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6若しくは9.7の分析を行う方法又は水質環境基準告示付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法                  |
| チオベンカルブ      | 検液 1 L につき0.02mg 以下であること        | 水質環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法                                                                                      |
| 四塩化炭素        | 検液 1 L につき 0.002mg 以下であること      | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                        |
| 1，2－ジクロロエタン  | 検液 1 L につき 0.004mg 以下であること      | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法                                                                            |
| 1，1－ジクロロエチレン | 検液 1 L につき0.1mg 以下であること         | 規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                  |
| 1，2－ジクロロエチレン | 検液 1 L につき0.04mg 以下であること        | シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法                                   |
| 1，3－ジクロロプロペン | 検液 1 L につき 0.002mg 以下であること      | 規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法                                                                                  |
| ジクロロメタン      | 検液 1 L につき0.02mg 以下であること        | 規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                  |
| 総水銀          | 検液 1 L につき水銀0.0005mg 以下であること    | 水質環境基準告示付表2に掲げる方法                                                                                             |
| アルキル水銀       | 検液中に検出されないこと                    | 水質環境基準告示付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下、「排出基準検定告示」という。）付表1に掲げる方法                                |

| 項 目                                     | 基 準                       | 測 定 方 法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| セレン及びその化合物                              | 検液 1 Lにつきセレン0.01mg以下であること | 規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| テトラクロロエチレン                              | 検液 1 Lにつき0.01mg以下であること    | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| チ ウ ラ ム                                 | 検液 1 Lにつき 0.006mg以下であること  | 水質環境基準告示付表 5 に掲げる方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン                        | 検液 1 Lにつき 1 mg以下であること     | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン                        | 検液 1 Lにつき 0.006mg以下であること  | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| トリクロロエチレン                               | 検液 1 Lにつき 0.01mg以下であること   | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 鉛及びその化合物                                | 検液 1 Lにつき鉛0.01mg以下であること   | 規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 砒素及びその化合物                               | 検液 1 Lにつき砒素0.01mg以下であること  | 規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ふっ素及びその化合物                              | 検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること  | 規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、規格K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5に定める方法 |
| ベ ン ゼ ン                                 | 検液 1 Lにつき0.01mg以下であること    | 規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ほう素及びその化合物                              | 検液 1 Lにつきほう素1mg以下であること    | 規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ポリ塩化ビフェニル（PCB）                          | 検液中に検出されないこと              | 水質環境基準告示付表 4 に掲げる方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る） | 検液中に検出されないこと              | 規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）                                                                                                                                                              |

別表2 【含有量基準】

| 項 目          | 基 準                                    | 測 定 方 法                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 土壌 1 kgにつきカドミウム 45mg以下であること            | 日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法（準備操作にあつては、4.2.4.5に定める方法を除く。）                                                                                                                                                                                               |
| 六価クロム化合物     | 土壌 1 kgにつき六価クロム 250mg以下であること           | 規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）                                                                                                                                                                   |
| シアン化合物       | 土壌 1 kgにつき遊離シアン 50mg以下であること            | 規格K0102-2 9.4、9.5、9.6又は9.7に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                |
| 水銀及びその化合物    | 土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること                | 昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表2に掲げる方法                                                                                                                                                                                                                   |
| セレン及びその化合物   | 土壌 1 kgにつきセレン150mg以下                   | 規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 鉛及びその化合物     | 土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること                | 規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法（準備操作にあつては、4.2.4.5に定める方法を除く。）                                                                                                                                                                                                               |
| 砒素及びその化合物    | 土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること               | 規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                                            |
| ふっ素及びその化合物   | 土壌 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること             | 規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000ml としたものをを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。）及び5.5に定める方法 |
| ほう素及びその化合物   | 土壌 1 kgにつきほう素4000mg以下であること             | 規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 銅            | 農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき銅125mg未満であること | 昭和47年10月総理府令第66号に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 砒素及びその化合物    | 農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること   | 昭和50年4月総理府令第31号に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                           |

(別紙16-12)

## 土壌簡易検査に係る特記仕様書

土壌汚染対策については、「土壌の汚染に係わる環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」、「土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日神奈川県条例第35号）」等に従い、また、「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成21年4月1日施行）（令和4年4月1日改正）」に準拠して実施することとしているが、茅ヶ崎市赤羽根ストックヤード、茅ヶ崎市芹沢ストックヤードへ土砂を搬出する工事に関しては本特記仕様書を併せて適用する。

## 1 土壌簡易検査の対象工事

茅ヶ崎市赤羽根ストックヤード、茅ヶ崎市芹沢ストックヤードへ土砂を搬出するすべての工事。

## 2 土壌簡易検査の方法

- (1) 掘削面積 900 m<sup>2</sup>毎に 5 地点を測定地点として選定し、深さ 5cm から 50cm までの土壌の水素イオン濃度指数を起電式簡易土壌酸湿度測定器で測定する。
- (2) 上記(1)の結果を様式 A に記入し、測定地点を記入した平面図を添付して市へ報告する。
- (3) その他事項については、別紙 5－1 を参考とする。

## 3 基準超過土砂への対応方法

- (1) 上記 2 の結果、水素イオン濃度指数の測定値が 3.5 から 8.0 の基準値を満たさない場合にあっては、その処理方法等について市と協議するものとする。
- (2) 協議の結果、土砂検定試験を行うときは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成 21 年 4 月 1 日施行）（令和 4 年 4 月 1 日改正）」（以下、「土砂検定基準」という。）に準拠して検定試験を実施するものとし、検定試験の項目は別紙 5－2、結果報告に係る様式は様式 2 とする。
- (3) 検定試験の結果、土砂検定基準に規定する基準値に適合しない土砂については、市、関係環境部局等と協議して適切に処理する。

## 4 その他

土砂搬入整理券の発券申込にあたっては、以下に掲げる申請書類を一式にして受付窓口へ提出すること。

- 公共建設発生土搬入（変更）申込書
  - 土壌簡易検査調書（様式 A）
  - 検定試験結果証明書（様式 2）（上記 3 (2) に基づく検定試験を実施した場合）
  - 土砂検定基準に基づく「土砂検定調書」（様式 1）及び添付書類
- （土砂検定基準に基づく検定試験を実施した場合は、検定試験結果証明書（様式 2）を含む。）

附 則

この特記仕様書は、平成 22 年 11 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、平成 26 年 8 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、平成 26 年 9 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和元年 6 月 1 日より適用する。

ただし、別紙 4-2 の日本産業規格は令和元年 6 月 30 日まで日本工業規格と読替える。

附 則

この特記仕様書は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和 8 年 7 月 1 日より適用する。